

## 新旧対照表

改正	現行																																	
<p><b>第1章 開発行為</b></p> <p><b>第1節 都市計画と開発許可制度</b></p> <p>1から4まで 略</p> <p>5 許可権者</p> <p>(1) 法第29条に基づく許可権者 岐阜県知事、岐阜市長 なお、岐阜県知事の開発許可権限については、岐阜県事務委任規則（昭和44年12月1日規則第125号）により、開発行為に係る土地を所管する各建築事務所長に委任されている。</p> <p>表1-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築事務所</th> <th colspan="2">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岐阜・西濃建築事務所</td> <td>岐阜地区</td> <td>羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町</td> </tr> <tr> <td>西濃地区</td> <td>海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町</td> </tr> <tr> <td>中濃建築事務所</td> <td colspan="2">関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町</td> </tr> <tr> <td>東濃建築事務所</td> <td colspan="2">中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市</td> </tr> <tr> <td>飛騨建築事務所</td> <td colspan="2">飛騨市、下呂市、白川村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方自治法第252条の17の2の規定に基づく許可権者（事務処理市町村） 大垣市長（H11）、高山市長（H18）、多治見市長（H12）、各務原市長（H14）、可児市長（H17）</p> <p>(3) <u>手続きの主な流れ</u></p> <pre> graph LR     A[申請者] --&gt; B[①申請]     B --&gt; C[建築事務所]     C --&gt; D[③土地利用規制等の確認依頼※]     D --&gt; E[市町村]     E --&gt; F[④確認]     F --&gt; G[⑤結果報告]     G --&gt; H[②審査]     H --&gt; C     C --&gt; I[⑥交付]     I --&gt; A   </pre> <p><b>第2節 定義</b></p> <p>1から4まで 略</p> <p>5 開発区域</p> <p>(1) 開発区域とは、開発行為をする土地の区域をいい、開発区域の面積には、原則として建築物又は特定工作物の敷地の他、一体的に開発行為を行う駐車場等の区域、開発行為によって整備する道路</p> <p><b>第1章 開発行為</b></p> <p><b>第1節 都市計画と開発許可制度</b></p> <p>1から4まで 略</p> <p>5 許可権者</p> <p>(1) 法第29条に基づく許可権者 岐阜県知事、岐阜市長 なお、岐阜県知事の開発許可権限については、岐阜県事務委任規則（昭和44年12月1日規則第125号）により、開発行為に係る土地を所管する各建築事務所長に委任されている。</p> <p>表1-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築事務所</th> <th colspan="2">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岐阜・西濃建築事務所</td> <td>岐阜地区</td> <td>羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町</td> </tr> <tr> <td>西濃地区</td> <td>海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町</td> </tr> <tr> <td>中濃建築事務所</td> <td colspan="2">関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町</td> </tr> <tr> <td>東濃建築事務所</td> <td colspan="2">中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市</td> </tr> <tr> <td>飛騨建築事務所</td> <td colspan="2">飛騨市、下呂市、白川村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方自治法第252条の17の2の規定に基づく許可権者（事務処理市町村） 大垣市（H11）、高山市（H18）、多治見市（H12）、各務原市（H14）、可児市（H17）</p> <p><b>第2節 定義</b></p> <p>1から4まで 略</p> <p>5 開発区域</p> <p>開発区域とは、開発行為をする土地の区域をいい、「単なる形式的な区画の変更」は開発行為に該当しないことから、公共施設を整備する場合を除き、「形質の変更」を行う部分を開発区域の範囲とし、</p>	建築事務所	所管区域		岐阜・西濃建築事務所	岐阜地区	羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	西濃地区	海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	中濃建築事務所	関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町		東濃建築事務所	中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市		飛騨建築事務所	飛騨市、下呂市、白川村		建築事務所	所管区域		岐阜・西濃建築事務所	岐阜地区	羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	西濃地区	海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	中濃建築事務所	関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町		東濃建築事務所	中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市		飛騨建築事務所	飛騨市、下呂市、白川村	
建築事務所	所管区域																																	
岐阜・西濃建築事務所	岐阜地区	羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町																																
	西濃地区	海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町																																
中濃建築事務所	関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町																																	
東濃建築事務所	中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市																																	
飛騨建築事務所	飛騨市、下呂市、白川村																																	
建築事務所	所管区域																																	
岐阜・西濃建築事務所	岐阜地区	羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町																																
	西濃地区	海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町																																
中濃建築事務所	関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町																																	
東濃建築事務所	中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市																																	
飛騨建築事務所	飛騨市、下呂市、白川村																																	

改 正	現 行
<p><u>又は排水施設等の公共施設等の区域を含む。</u></p> <p>(2) 既存部分の隣接地を併合する場合において、既存部分の土地の形質の変更を伴う場合は、<u>既存部分</u>も含めて開発区域とする。ただし、市街化調整区域<u>に係る開発行為</u>においては法第34条が適用されることから、<u>既存部分の土地の形質の変更の有無</u>にかかわらず、既存部分を含めて開発区域とする。</p>	<p><u>判断に当たっては次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>(1) 既存部分の隣接地を併合する場合において、既存部分の土地の形質の変更を伴う場合は、<u>当該部分</u>も含めて開発区域とする。ただし、市街化調整区域においては、法第34条が適用されることから既存部分の土地の形質にかかわらず、既存部分を含めて開発区域とする。</p>
<p>(3) 建築基準法による建築確認との整合を図るため、建築敷地と開発区域の面積が異なる場合は、開発行為の許可証に、開発区域の面積の他、建築敷地面積（既存部分を含む）を併記する。なお、分譲宅地等複数区画がある場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 開発登録簿の土地利用計画図は、敷地全体図（既存部分を含む）を記載することとし、開発区域の位置関係を明らかにするものとする。</p> <p>(5) 開発行為の完了後相当期間（3年）を経過していない土地に隣接し、又は近接する土地において行われる開発行為で、一連の開発行為とみなされる場合は、先の開発区域を含めた全体を開発区域とする。この場合、一連の開発行為か否かは、開発行為者・土地利用計画等から総合的に判断するものとする。</p>	<p><b>図1-9</b></p>
<p><b>第3節 開発行為の許可</b></p> <p>(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)</p> <p>令第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一から二十五まで 略</p> <p>二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は市町村がその組織加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務</p>	<p><b>第3節 開発行為の許可</b></p> <p>(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)</p> <p>令第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一から二十五まで 略</p> <p>二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は市町村がその組織加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務</p>

改 正	現 行
<p>又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業<u>若しくは乳児等通園支援事業</u>、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物</p> <p>ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設である建築物</p> <p>ニ 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの</p> <p>ホ 宿舎（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）</p> <p>二十七から三十一まで 略</p>	<p>又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による家庭的保育事業、小規模保育事業<u>若しくは</u>事業所内保育事業、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物</p> <p>ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設である建築物</p> <p>ニ 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの</p> <p>ホ 宿舎（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）</p> <p>二十七から三十一まで 略</p>
<p>1 略</p> <p>2 適用除外について</p> <p>(1) 開発行為の規模が、市街化区域にあっては<math>1,000\text{m}^2</math>未満、非線引き都市計画区域及び準都市計画区域にあっては<math>3,000\text{m}^2</math>未満、都市計画区域外にあっては<math>10,000\text{m}^2</math>未満の場合は、適用除外となる。<u>なお、区画の変更をする場合を除き、形質の変更を行う部分の面積を開発行為の規模とする。</u></p> <p>(2) 令第19条第1項ただし書により、許可を要しない開発区域の規模を条例で別途定めることが可能であり、令和7年4月1日現在、県条例により本巣市的一部において、<math>3,000\text{m}^2</math>から<math>1,000\text{m}^2</math>に引き下げている。また、岐阜県において、同条第2項の区域に該当する市町村はない。</p> <p>(3) 市街化調整区域においては、開発行為の規模による適用除外規定はないが、市街化調整区域で農林漁業に従事している者のその業務や居住の用に供する建築物に係る開発行為は、都市計画と農林漁業との適正な調整という見地から認めることはやむを得ないものであることから、適用除外とされている。</p> <p>農業、林業又は漁業の範囲については、それぞれ日本標準産業分類によるA-農業、林業、B-漁業の範囲とするものとする。</p> <p>ア 農林漁業用施設のうち、当該施設が農林水産物の集荷施設である場合は、当該農林水産物が当該施設の存する市街化調整区域で生産される場合に限られる。また、配送、卸売業務等の商業活動のための集出荷施設はこれに該当しない。</p> <p>イ 農林漁業を営む者のうち、農業者については第4章第1節（1）により、農業委員会が発行する農業従事者証明を受けられる者とする。林業及び漁業を営む者については、当該市街化調整区域内において、これらの業務に従事する者で、年間における林業又は漁業の所得額（林業については自ら育林、漁業については自ら採捕又は養殖したものに限る。）が15万円以上である者が該当するが、臨時のと認められる者は含まれない。なお、世帯員のうち一人以上の者がこれらの業務に従事するものであれば足りるものとする。</p> <p>(4) 公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものの建築の用に供する目的で行う開発行為は、開発許可の適用除外とされている。</p> <p>具体例は次のとおりである。（×は該当しない例）</p>	<p>1 略</p> <p>2 適用除外について</p> <p>(1) 開発区域が、市街化区域にあっては<math>1,000\text{m}^2</math>、非線引き都市計画区域及び準都市計画区域にあっては<math>3,000\text{m}^2</math>未満、都市計画区域外にあっては<math>10,000\text{m}^2</math>未満の場合は、適用除外となる。</p> <p>なお、令第19条第1項ただし書により、許可を要しない開発区域の規模を条例で別途定めることができあり、令和7年4月1日現在、県条例により本巣市的一部において、<math>3,000\text{m}^2</math>から<math>1,000\text{m}^2</math>に引き下げている。また、岐阜県において、同条第2項の区域に該当する市町村はない。</p> <p>(2) 市街化調整区域においては、開発行為の規模による適用除外規定はないが、市街化調整区域で農林漁業に従事している者のその業務や居住の用に供する建築物に係る開発行為は、都市計画と農林漁業との適正な調整という見地から認めることはやむを得ないものであることから、適用除外とされている。</p> <p>農業、林業又は漁業の範囲については、それぞれ日本標準産業分類によるA-農業、林業、B-漁業の範囲とするものとする。</p> <p>ア 農林漁業用施設のうち、当該施設が農林水産物の集荷施設である場合は、当該農林水産物が当該施設の存する市街化調整区域で生産される場合に限られる。また、配送、卸売業務等の商業活動のための集出荷施設はこれに該当しない。</p> <p>イ 農林漁業を営む者のうち、農業者については第4章第1節（1）により、農業委員会が発行する農業従事者証明を受けられる者とする。林業及び漁業を営む者については、当該市街化調整区域内において、これらの業務に従事する者で、年間における林業又は漁業の所得額（林業については自ら育林、漁業については自ら採捕又は養殖したものに限る。）が15万円以上である者が該当するが、臨時のと認められる者は含まれない。なお、世帯員のうち一人以上の者がこれらの業務に従事するものであれば足りるものとする。</p> <p>(3) 公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものの建築の用に供する目的で行う開発行為は、開発許可の適用除外とされている。</p> <p>具体例は次のとおりである。（×は該当しない例）</p>

改 正	現 行
<p>表1－4 略</p> <p>(5) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業は、それぞれの法律により、事業認可等の手続きが必要とされていることから、開発許可の適用除外とされている。なお、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業により、造成された土地であっても、事業完了後に、土地の所有者等が開発行為を行う場合は開発許可が必要である。</p> <p>(6) 公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた埋立地にあっては、同法第23条の規定によって、同法第22条第2項の告示がされるまでの間、埋立地の使用について都道府県知事の許可を受ける必要があることから適用除外とされている。</p> <p>第4節 略</p>	<p>表1－4 略</p> <p>(4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業は、それぞれの法律により、事業認可等の手続きが必要とされていることから、開発許可の適用除外とされている。なお、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業により、造成された土地であっても、事業完了後に、土地の所有者等が開発行為を行う場合は開発許可が必要である。</p> <p>(5) 公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた埋立地にあっては、同法第23条の規定によって、同法第22条第2項の告示がされるまでの間、埋立地の使用について都道府県知事の許可を受ける必要があることから適用除外とされている。</p> <p>第4節 略</p>

改 正	現 行
<h2>第2章 開発許可の手続き等</h2>	<h2>第2章 開発許可の手続き等</h2>
<h3>第1節 開発行為の許可申請</h3>	<h3>第1節 開発行為の許可申請</h3>
<p>1 開発行為許可申請書（別記様式第二、別記様式第二の二）</p> <p>申請書の記載に当たっての留意事項を示す。申請書は、正本1部及び副本1部を、開発区域を所管する建築事務所長に提出するものとする。（添付書類については、資料編【資料1－5】開発許可等の申請に必要な図書を参照。また、開発区域が市街化調整区域の場合は、資料編【資料1－8】法第34条各号に関する申請に必要な図書も参照。）</p> <p>（1）「開発区域に含まれる地域の名称」は、開発場所の地名地番（土地改良区域内・土地区画整理事業区域内であれば旧地番と仮換地番）を記載する。</p> <p>（2）「予定建築物等の用途」は、予定建築物等の用途、利用目的等を詳しく記載する。</p> <p>ア 予定建築物の用途の中に工場（作業場）がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等を（ ）内に併記する。</p> <p>イ 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数及び戸数まで併記する。</p> <p>（3）「工事施行者住所氏名」の欄は、工事を直接行う者を記載し、申請者が自ら行うときは「直営」と記載する。</p> <p>（4）「自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のもの別」の記入については、これにより許可基準が異なるからであり、区分は次のとおりである。なお、開発行為の目的が自己居住用、自己業務用又はその他（非自己用）のうち、2以上の目的を有する場合には、主たる開発目的で判断する。</p> <p>ア 「自己の居住の用に供する」とは、申請者自らが居住するための住宅用地として利用するものをいい、申請者は自然人に限られる。</p> <p>イ 「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることである。自己（法人を含む。）の工場及び店舗並びにホテル、旅館、結婚式場、中小企業等共同組合が設置する組合員の事業に関する共同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等が該当する。</p> <p>なお、分譲、賃貸に供する建築物は、これに該当しないが、店舗のごく一部を賃貸する場合は、建築物全体としては、「自己の業務の用に供する」とみなせるものとする。</p> <p>ウ 「その他のもの」とは、宅地分譲（予定建築物の確定は必要）、分譲住宅、従業員住宅（寮）、賃貸住宅、貸店舗、貸事務所、貸倉庫等が該当する。</p>	<p>1 開発行為許可申請書（別記様式第二、別記様式第二の二）</p> <p>申請書の記載にあたっての留意事項を示す。申請書は、正本1部及び副本2部を、市町村長を経由して提出するものとする。（添付書類については、資料編【資料1－5】開発許可等の申請に必要な図書を参照。また、開発区域が市街化調整区域の場合は、資料編【資料1－8】法第34条各号に関する申請に必要な図書も参照。）</p> <p>（1）「開発区域に含まれる地域の名称」は、開発場所の地名地番（土地改良区域内・土地区画整理事業区域内であれば旧地番と仮換地番）を記載する。</p> <p>（2）「予定建築物等の用途」は、予定建築物等の用途、利用目的等を詳しく記載する。</p> <p>ア 予定建築物の用途の中に工場（作業場）がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等を（ ）内に併記する。</p> <p>イ 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数及び戸数まで併記する。</p> <p>（3）「工事施行者住所氏名」の欄は、工事を直接行う者を記載し、申請者が自ら行うときは「直営」と記載する。</p> <p>（4）「自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のもの別」の記入については、これにより許可基準が異なるからであり、区分は次のとおりである。なお、開発行為の目的が自己居住用、自己業務用又はその他（非自己用）のうち、2以上の目的を有する場合には、主たる開発目的で判断する。</p> <p>ア 「自己の居住の用に供する」とは、申請者自らが居住するための住宅用地として利用するものをいい、申請者は自然人に限られる。</p> <p>イ 「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることである。自己（法人を含む。）の工場及び店舗並びにホテル、旅館、結婚式場、中小企業等共同組合が設置する組合員の事業に関する共同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等が該当する。</p> <p>なお、分譲、賃貸に供する建築物は、これに該当しないが、店舗のごく一部を賃貸する場合は、建築物全体としては、「自己の業務の用に供する」とみなせるものとする。</p> <p>ウ 「その他のもの」とは、宅地分譲（予定建築物の確定は必要）、分譲住宅、従業員住宅（寮）、賃貸住宅、貸店舗、貸事務所、貸倉庫等が該当する。</p>
<p>2から4まで 略</p>	<p>2から4まで 略</p>
<p>5 申請者の資力及び信用に関する申告書（別記第一号様式）</p> <p>法第33条第1項第12号で、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが規定されていることから、必要とされているものである。（自己居住用、開発区域の面積が1ha未満の自己業務用（いずれも盛土規制法のみなし許可対象外のものに限る）を除く。）</p> <p>法人の登記事項証明書（個人申請の場合は住民票抄本）、直前3年の各事業年度における法人税（個人申請の場合は所得税）の納税証明書（その1）及び暴力団等に該当しない旨の誓約書（参考様式3）</p>	<p>5 申請者の資力及び信用に関する申告書（別記第一号様式）</p> <p>法第33条第1項第12号で、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが規定されていることから、必要とされているものである。（自己居住用、開発区域の面積が1ha未満の自己業務用（いずれも盛土規制法のみなし許可対象外のものに限る）を除く。）</p> <p>法人の登記事項証明書（個人申請の場合は住民票抄本）、県税の納税証明書（事業税及び県民税）及び暴力団等に該当しない旨の誓約書（参考様式3）を添付するものとする。</p>

改 正	現 行												
<p>を添付するものとする。</p> <p>予定建築物等の用途が分譲の場合は、宅地建物取引業の有効な許可があることを示す資料を添付するものとする。</p> <p><b>6 工事施行者の能力に関する申告書（別記第二号様式）</b></p> <p>法第33条第1項第13号で、工事施行者に当該開発行為を行うために必要な能力があることが規定されていることから、必要とされているものである。（自己居住用、開発区域の面積が1ha未満の自己業務用（いずれも盛土規制法のみなし許可対象外のものに限る）を除く。）</p> <p>法人の登記事項証明書（個人申請の場合は住民票抄本）<u>及び</u>建設業の許可証明書を添付するものとする。</p>	<p>予定建築物等の用途が分譲の場合は、宅地建物取引業の有効な許可があることを示す資料を添付するものとする。</p> <p><b>6 工事施行者の能力に関する申告書（別記第二号様式）</b></p> <p>法第33条第1項第13号で、工事施行者に当該開発行為を行うために必要な能力があることが規定されていることから、必要とされているものである。（自己居住用、開発区域の面積が1ha未満の自己業務用（いずれも盛土規制法のみなし許可対象外のものに限る）を除く。）</p> <p>法人の登記事項証明書（個人申請の場合は住民票抄本）<u>建設業の許可証明書及び県税の納税証明書（事業税及び県民税）</u>を添付するものとする。</p>												
<p><b>表2-1 工事の内容と合致する建設業許可の種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設業許可の種類</th><th>工事の内容</th><th>例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土木工事一式</u></td><td><u>「複数」の専門工事</u></td><td>◎盛土・切土工事と擁壁（間知石積み）設置工事 ※とび・土工・コンクリート工事と石工事</td></tr> <tr> <td><u>建築工事一式</u></td><td><u>「複数」の専門工事</u> <u>※建築工事と一体的に請け負う場合に可</u></td><td>◎新築に伴う擁壁等工事と盛土・切土工事 ◎増改築に伴う盛土・切土工事</td></tr> <tr> <td><u>とび・土工・コンクリート工事</u></td><td><u>「单一」の専門工事</u></td><td>◎擁壁等工事と盛土・切土工事 ◎擁壁等工事 ◎盛土・切土工事 ◎鋼矢板・構台の設置工事</td></tr> </tbody> </table>	建設業許可の種類	工事の内容	例	<u>土木工事一式</u>	<u>「複数」の専門工事</u>	◎盛土・切土工事と擁壁（間知石積み）設置工事 ※とび・土工・コンクリート工事と石工事	<u>建築工事一式</u>	<u>「複数」の専門工事</u> <u>※建築工事と一体的に請け負う場合に可</u>	◎新築に伴う擁壁等工事と盛土・切土工事 ◎増改築に伴う盛土・切土工事	<u>とび・土工・コンクリート工事</u>	<u>「单一」の専門工事</u>	◎擁壁等工事と盛土・切土工事 ◎擁壁等工事 ◎盛土・切土工事 ◎鋼矢板・構台の設置工事	
建設業許可の種類	工事の内容	例											
<u>土木工事一式</u>	<u>「複数」の専門工事</u>	◎盛土・切土工事と擁壁（間知石積み）設置工事 ※とび・土工・コンクリート工事と石工事											
<u>建築工事一式</u>	<u>「複数」の専門工事</u> <u>※建築工事と一体的に請け負う場合に可</u>	◎新築に伴う擁壁等工事と盛土・切土工事 ◎増改築に伴う盛土・切土工事											
<u>とび・土工・コンクリート工事</u>	<u>「单一」の専門工事</u>	◎擁壁等工事と盛土・切土工事 ◎擁壁等工事 ◎盛土・切土工事 ◎鋼矢板・構台の設置工事											
<p><b>7 開発行為施行に関する同意状況調査書（別記第四号様式）</b></p> <p>法第33条第1項第14号で、開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意が規定されていることから、必要とされているものである。</p> <p><u>開発区域内の権利者の開発行為施行同意書及び印鑑証明書を添付するものとする。</u></p> <p>8及び9 略</p> <p><b>第2節及び第3節 略</b></p> <p><b>第4節 開発許可等の標識の掲示</b></p> <p><b>1 開発許可等の標識の掲示</b></p> <p>(1) 開発許可等を受けた者は、工事期間中、工事現場の見やすい場所に下記の標識を掲示しなければならない。</p>	<p><b>7 開発行為施行に関する同意状況調査書（別記第四号様式）</b></p> <p>法第33条第1項第14号で、開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意が規定されていることから、必要とされているものである。</p> <p>8及び9 略</p> <p><b>第2節及び第3節 略</b></p> <p><b>第4節 開発許可等の標識の掲示</b></p> <p><b>1 開発許可等の標識の掲示</b></p> <p>(1) 開発許可等を受けた者は、工事期間中、工事現場の見やすい場所に下記の標識を掲示しなければならない。</p>												

改 正		現 行																																																																														
<p>図2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">都市計画法による開発許可等の標識</th> </tr> <tr> <th>許 可 番 号</th> <th colspan="3">第 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許 可 年 月 日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>被 許 可 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 事 設 計 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 事 施 行 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現 場 責 任 者 氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 事 の 概 要</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td><u>工事に係る問合せを受ける ための工事関係者の連絡先</u></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>		都市計画法による開発許可等の標識				許 可 番 号	第 号			許 可 年 月 日	年	月	日	被 許 可 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)				工 事 設 計 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)				工 事 施 行 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)				現 場 責 任 者 氏 名				工 事 の 概 要				工 期	年	月	日から 年 月 日まで	<u>工事に係る問合せを受ける ための工事関係者の連絡先</u>				<p>60センチメートル以上</p> <p>↓</p> <p>100センチメートル以上</p>	<p>図2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">都市計画法による開発許可等の標識</th> </tr> <tr> <th>許 可 番 号</th> <th>岐阜県指令</th> <th colspan="2">第 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許 可 年 月 日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>被 許 可 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)</td> <td colspan="3">電話</td> </tr> <tr> <td>工 事 設 計 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)</td> <td colspan="3">電話</td> </tr> <tr> <td>工 事 施 行 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)</td> <td colspan="3">電話</td> </tr> <tr> <td>現 場 責 任 者 住 所 氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 事 の 概 要</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から 年 月 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画法による開発許可等の標識				許 可 番 号	岐阜県指令	第 号		許 可 年 月 日	年	月	日	被 許 可 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)	電話			工 事 設 計 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)	電話			工 事 施 行 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)	電話			現 場 責 任 者 住 所 氏 名				工 事 の 概 要				工 期	年	月	日から 年 月 日まで	<p>60センチメートル以上</p> <p>↓</p> <p>100センチメートル以上</p>
都市計画法による開発許可等の標識																																																																																
許 可 番 号	第 号																																																																															
許 可 年 月 日	年	月	日																																																																													
被 許 可 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)																																																																																
工 事 設 計 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)																																																																																
工 事 施 行 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)																																																																																
現 場 責 任 者 氏 名																																																																																
工 事 の 概 要																																																																																
工 期	年	月	日から 年 月 日まで																																																																													
<u>工事に係る問合せを受ける ための工事関係者の連絡先</u>																																																																																
都市計画法による開発許可等の標識																																																																																
許 可 番 号	岐阜県指令	第 号																																																																														
許 可 年 月 日	年	月	日																																																																													
被 許 可 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)	電話																																																																															
工 事 設 計 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)	電話																																																																															
工 事 施 行 者 住 所 氏 名 (名称、代表者名)	電話																																																																															
現 場 責 任 者 住 所 氏 名																																																																																
工 事 の 概 要																																																																																
工 期	年	月	日から 年 月 日まで																																																																													
				※1,000m <sup>2</sup> 未満の土地の開発については、寸法は縦25cm、横35cmとすることができる。																																																																												

改 正		現 行																																																																																											
<p>(2) 盛土規制法のみなし許可となる場合、同法に規定される標識に不足する項目を追記することで、開発許可の標識と盛土規制法許可の標識を兼ねることができる。</p> <p>図 2-2 開発許可、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 工事主（被許可者）住所 氏名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">見取図</td></tr> <tr><td>2 許可番号</td><td colspan="2">第 号</td></tr> <tr><td>3 許可年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr> <tr><td>4 工事設計者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>5 工事施行者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>6 現場管理者氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>7 盛土又は切土の高さ</td><td colspan="2">メートル</td></tr> <tr><td>8 盛土又は切土をする土地の面積</td><td colspan="2">平方メートル</td></tr> <tr><td rowspan="2">9 盛土又は切土の土量</td><td>盛土</td><td>立方メートル</td></tr> <tr><td>切土</td><td>立方メートル</td></tr> <tr><td>10 工事着手予定年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr> <tr><td>11 工事完了予定年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr> <tr><td>12 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先</td><td colspan="2">電話</td></tr> <tr><td>13 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先</td><td colspan="2">岐阜県〇〇建築事務所 電話</td></tr> <tr><td>14 工事の概要</td><td colspan="2"></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">100 センチメートル以上 (地表から上方に50センチメートル以上離して設置すること)</p>		1 工事主（被許可者）住所 氏名			見取図	2 許可番号	第 号		3 許可年月日	年 月 日		4 工事設計者住所氏名			5 工事施行者住所氏名			6 現場管理者氏名			7 盛土又は切土の高さ	メートル		8 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		9 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	切土	立方メートル	10 工事着手予定年月日	年 月 日		11 工事完了予定年月日	年 月 日		12 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	電話		13 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	岐阜県〇〇建築事務所 電話		14 工事の概要			<p>(2) 盛土規制法のみなし許可となる場合、同法に規定される標識に不足する項目を追記することで、開発許可の標識と盛土規制法許可の標識を兼ねることができる。</p> <p>図 2-2 開発許可、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 工事主（被許可者）住所 氏名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">見取図</td></tr> <tr><td>2 許可番号</td><td colspan="2">岐阜県指令 第 号</td></tr> <tr><td>3 許可年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr> <tr><td>4 工事設計者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>5 工事施行者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>6 現場管理者住所氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>7 盛土又は切土の高さ</td><td colspan="2">メートル</td></tr> <tr><td>8 盛土又は切土をする土地の面積</td><td colspan="2">平方メートル</td></tr> <tr><td rowspan="2">9 盛土又は切土の土量</td><td>盛土</td><td>立方メートル</td></tr> <tr><td>切土</td><td>立方メートル</td></tr> <tr><td>10 工事着手予定年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr> <tr><td>11 工事完了予定年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr> <tr><td>12 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先</td><td colspan="2">電話</td></tr> <tr><td>13 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先</td><td colspan="2">岐阜県〇〇建築事務所 電話</td></tr> <tr><td>14 工事の概要</td><td colspan="2"></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">100 センチメートル以上 (地表から上方に50センチメートル以上離して設置すること)</p>		1 工事主（被許可者）住所 氏名			見取図	2 許可番号	岐阜県指令 第 号		3 許可年月日	年 月 日		4 工事設計者住所氏名			5 工事施行者住所氏名			6 現場管理者住所氏名			7 盛土又は切土の高さ	メートル		8 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		9 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	切土	立方メートル	10 工事着手予定年月日	年 月 日		11 工事完了予定年月日	年 月 日		12 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	電話		13 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	岐阜県〇〇建築事務所 電話		14 工事の概要		
1 工事主（被許可者）住所 氏名			見取図																																																																																										
2 許可番号	第 号																																																																																												
3 許可年月日	年 月 日																																																																																												
4 工事設計者住所氏名																																																																																													
5 工事施行者住所氏名																																																																																													
6 現場管理者氏名																																																																																													
7 盛土又は切土の高さ	メートル																																																																																												
8 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル																																																																																												
9 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル																																																																																											
	切土	立方メートル																																																																																											
10 工事着手予定年月日	年 月 日																																																																																												
11 工事完了予定年月日	年 月 日																																																																																												
12 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	電話																																																																																												
13 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	岐阜県〇〇建築事務所 電話																																																																																												
14 工事の概要																																																																																													
1 工事主（被許可者）住所 氏名			見取図																																																																																										
2 許可番号	岐阜県指令 第 号																																																																																												
3 許可年月日	年 月 日																																																																																												
4 工事設計者住所氏名																																																																																													
5 工事施行者住所氏名																																																																																													
6 現場管理者住所氏名																																																																																													
7 盛土又は切土の高さ	メートル																																																																																												
8 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル																																																																																												
9 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル																																																																																											
	切土	立方メートル																																																																																											
10 工事着手予定年月日	年 月 日																																																																																												
11 工事完了予定年月日	年 月 日																																																																																												
12 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	電話																																																																																												
13 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	岐阜県〇〇建築事務所 電話																																																																																												
14 工事の概要																																																																																													

## 第5節 略

## 第6節 建築制限等

### 1 建築制限

開発許可を受けた開発区域内では、工事完了公告があるまでの間は、何人も、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。

「都道府県知事が支障がないと認めたとき」とは、開発工事の工程上や施行上やむを得ない場合であって、以下のような事情が存すること。なお、大規模開発において建築を急ぐ場合は本条の制限解除によらず、公共施設の完了検査又は工区別の完了検査を優先すること。

(1) 被開発許可者と建築主が同一の場合等で、建築物の建築と宅地の造成を切り離して施行することが不適当な場合

## 第5節 略

## 第6節 建築制限等

### 1 建築制限

開発許可を受けた開発区域内では、工事完了公告があるまでの間は、何人も、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。

「都道府県知事が支障がないと認めたとき」とは、開発工事の工程上や施行上やむを得ない場合であって、以下のような事情が存すること。なお、大規模開発において建築を急ぐ場合は本条の制限解除によらず、公共施設の完了検査又は工区別の完了検査を優先すること。

(1) 建築物の建築を宅地の造成と同時に行う場合や、非自己用であって、被開発許可者と建築主が同一の場合等で、これを切り離して施行することが不適当な場合

改 正	現 行
<p>(2) 開発行為に伴って設置することとなる、公園の休憩所、地区集会所等公益的施設を先行的に建設する場合</p> <p>(3) 開発行為の目的が第2種特定工作物の場合で、開発行為と特定工作物の建設を一体的に行うことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(4) 既存の建築物等を開発区域内に移転し改築する場合</p>	<p>(2) 開発行為に伴って設置することとなる、公園の休憩所、地区集会所等公益的施設を先行的に建設する場合</p> <p>(3) 開発行為の目的が第2種特定工作物の場合で、開発行為と特定工作物の建設を一体的に行うことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(4) 既存の建築物等を開発区域内に移転し改築する場合</p>
2 略	2 略
第7節及び第8節 略	第7節及び第8節 略
第9節 工事の完了と検査	第9節 工事の完了と検査
1及び2 略	1及び2 略
3 完了公告	3 完了公告
完了公告は、 <a href="#">県建築指導課のホームページ</a> に掲載して行うものとする。	完了公告は、 <a href="#">公共施設のないものは岐阜県庁前の掲示板に掲示し、公共施設のあるものは岐阜県公報</a> に掲載して行うものとする。

改 正	現 行																				
<p><b>第3章 開発許可の基準（技術的基準）</b></p> <p><b>第1節 略</b></p> <p><b>第2節 道路</b></p> <p><b>1 開発区域外の既存道路について</b></p> <p>主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的以外の開発行為にあっては、既存道路の幅員の基準が定められている。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的の開発行為においては、建築基準法に適合すること。</p> <p>(1) この基準において「道路」とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 建築基準法第42条第1項に規定する道路</p> <p>イ 現に車輌の通行の用に供されているもので、建築基準法第42条第1項に準ずるものとして、知事及び建築基準法第2条第<u>35</u>号に定める特定行政庁が認めた道</p> <p>(2) 開発区域内に新たに道路を築造しない場合又は開発区域内に新たに道路を築造する場合によって次のとおり定められている。</p> <p>ア 開発区域内に新たに道路を築造しない場合（都市計画法施行令第25条第2号）</p> <table> <tr> <td>(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為</td> <td>6 m以上</td> </tr> <tr> <td>(イ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満</td> <td>6 m以上</td> </tr> <tr> <td>(ウ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m<sup>2</sup>以上</td> <td>9 m以上</td> </tr> </table> <p>イ 開発区域内に新たに道路を築造する場合（都市計画法施行令第25条第4号）</p> <table> <tr> <td>(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為</td> <td>6.5 m以上</td> </tr> <tr> <td>(イ) その他の開発行為</td> <td>9 m以上</td> </tr> </table> <p>ウ 下図のような旗竿状の開発の場合は、竿状の部分（取付道路）も開発区域に含めるものとし、取付道路の幅員は、開発区域内の主要な道路の幅員と同一とする。</p> <p>図3-1 略</p> <p>(3) 既存道路の幅員が上記（2）に適合しない場合については次の事項を総合的に勘案して、緩和の適否を判断するものとする。</p> <p>ア 開発区域の規模及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の交通等に与える影響と既存道路の拡幅の困難性</li> <li>・既存道路との接する部分の間口と既存道路の拡幅の困難性</li> </ul> <p>イ 開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の地形による拡幅の困難性</li> <li>・既存道路の建物の連たん状況、拡幅を要する区間、沿道の権利関係者の数と拡幅の困難性</li> </ul> <p>ウ 環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日照、通風、採光等</li> </ul> <p>エ 災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延焼のおそれ</li> </ul>	(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為	6 m以上	(イ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 未満	6 m以上	(ウ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上	9 m以上	(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為	6.5 m以上	(イ) その他の開発行為	9 m以上	<p><b>第3章 開発許可の基準（技術的基準）</b></p> <p><b>第1節 略</b></p> <p><b>第2節 道路</b></p> <p><b>1 開発区域外の既存道路について</b></p> <p>主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的以外の開発行為にあっては、既存道路の幅員の基準が定められている。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的の開発行為においては、建築基準法に適合すること。</p> <p>(1) この基準において「道路」とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 建築基準法第42条第1項に規定する道路</p> <p>イ 現に車輌の通行の用に供されているもので、建築基準法第42条第1項に準ずるものとして、知事及び建築基準法第2条第<u>33</u>号に定める特定行政庁が認めた道</p> <p>(2) 開発区域内に新たに道路を築造しない場合又は開発区域内に新たに道路を築造する場合によって次のとおり定められている。</p> <p>ア 開発区域内に新たに道路を築造しない場合（都市計画法施行令第25条第2号）</p> <table> <tr> <td>(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為</td> <td>6 m以上</td> </tr> <tr> <td>(イ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m<sup>2</sup>未満</td> <td>6 m以上</td> </tr> <tr> <td>(ウ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m<sup>2</sup>以上</td> <td>9 m以上</td> </tr> </table> <p>イ 開発区域内に新たに道路を築造する場合（都市計画法施行令第25条第4号）</p> <table> <tr> <td>(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為</td> <td>6.5 m以上</td> </tr> <tr> <td>(イ) その他の開発行為</td> <td>9 m以上</td> </tr> </table> <p>ウ 下図のような旗竿状の開発の場合は、竿状の部分（取付道路）も開発区域に含めるものとし、取付道路の幅員は、開発区域内の主要な道路の幅員と同一とする。</p> <p>図3-1 略</p> <p>(3) 既存道路の幅員が上記（2）に適合しない場合については次の事項を総合的に勘案して、緩和の適否を判断するものとする。</p> <p>ア 開発区域の規模及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の交通等に与える影響と既存道路の拡幅の困難性</li> <li>・既存道路との接する部分の間口と既存道路の拡幅の困難性</li> </ul> <p>イ 開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の地形による拡幅の困難性</li> <li>・既存道路の建物の連たん状況、拡幅を要する区間、沿道の権利関係者の数と拡幅の困難性</li> </ul> <p>ウ 環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日照、通風、採光等</li> </ul> <p>エ 災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延焼のおそれ</li> </ul>	(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為	6 m以上	(イ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 未満	6 m以上	(ウ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上	9 m以上	(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為	6.5 m以上	(イ) その他の開発行為	9 m以上
(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為	6 m以上																				
(イ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 未満	6 m以上																				
(ウ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上	9 m以上																				
(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為	6.5 m以上																				
(イ) その他の開発行為	9 m以上																				
(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為	6 m以上																				
(イ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 未満	6 m以上																				
(ウ) その他の開発行為で敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上	9 m以上																				
(ア) 主として住宅の建築を目的とする開発行為	6.5 m以上																				
(イ) その他の開発行為	9 m以上																				

改 正	現 行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動上の支障</li> </ul> <p>オ 通行の安全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通過交通量、車両交通量</li> <li>・歩行者の数</li> <li>・予定建築物に係る発生交通量</li> </ul> <p>カ 事業活動の効率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動上の支障</li> </ul> <p>以上を検討した上で、具体的な運用としては表3-2によるものとする。</p> <p>(4) 既存道路の幅員のとらえ方は、図3-2(a)、図3-2(b)を標準とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動上の支障</li> </ul> <p>オ 通行の安全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通過交通量、車両交通量</li> <li>・歩行者の数</li> <li>・予定建築物に係る発生交通量</li> </ul> <p>カ 事業活動の効率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動上の支障</li> </ul> <p>以上を検討した上で、具体的な運用としては表3-2によるものとする。</p> <p>(4) 既存道路の幅員のとらえ方は、図3-2(a)、図3-2(b)を標準とする。</p>
表3-2 略	表3-2 略
2から11まで 略	2から11まで 略
<h3>第3節 公園等空地</h3> <p>1 公園、緑地等の面積</p> <p>(1) 公園、緑地又は広場の面積は、原則として表3-11の値を確保するものとする。</p> <p>なお、主として住宅の建築に供する目的で行う開発行為にあっては、施設の種類を公園に限定するものとする。ただし、必要とされる最低面積を超えた部分は、緑地又は広場にすることができる。</p>	<h3>第3節 公園等空地</h3> <p>1 公園、緑地等の面積</p> <p>(1) 公園、緑地又は広場の面積は、原則として表3-11の値を確保するものとする。</p> <p>なお、主として住宅の建築に供する目的で行う開発行為にあっては、施設の種類を公園に限定するものとする。ただし、必要とされる最低面積を超えた部分は、緑地又は広場にすることができる。</p>
表3-11 略	表3-11 略
<p>(2) 公園、緑地等の設置の緩和</p> <p>ア 予定建築物の用途が住宅である場合</p> <p>開発区域の面積が1ha未満の場合で、開発区域の周辺に街区公園に相当する公園が存在し、各敷地から公園までの誘致距離が概ね150m以内で、居住者が支障なく公園を利用できる場合は、公園、緑地等の設置を緩和できる。ただし、市町村の公園整備計画上支障がない場合に限る。</p> <p>イ 予定建築物の用途が住宅以外である場合</p> <p>開発区域の面積が5ha未満で、敷地が一である場合は公園、緑地等の設置を緩和できる。ただし、不特定多数の人が集まる施設は、必要性の有無を検討すること。</p>	<p>(2) 公園、緑地等の設置の緩和</p> <p>ア 予定建築物の用途が住宅である場合</p> <p>開発区域の面積が1ha未満の場合で、開発区域の周辺に街区公園に相当する公園が存在し、各敷地から公園までの誘致距離が概ね150m以内で、居住者が支障なく公園を利用できる場合は、公園、緑地等の設置を緩和できる。ただし、市町村の公園整備計画上支障がない場合に限る。</p> <p>イ 予定建築物の用途が住宅以外である場合</p> <p>開発区域の面積が5ha未満で、<u>予定建築物等の用途が工場、倉庫等</u>で敷地が一である場合は公園、緑地等の設置を緩和できる。ただし、不特定多数の人が集まる施設は、必要性の有無を検討すること。</p>
2及び3 略	2から5まで 略
<p>4 公園の構造</p> <p>(1) 公園の出入口、外周</p> <p>ア 幼児公園、街区公園及び近隣公園には、車の乗入れが出来ないよう計画すること。</p> <p>イ 公園には、柵又は塀の設置その他利用者の安全確保を図るための措置が講ぜられていること。</p> <p>ウ 面積が1,000m<sup>2</sup>以上の公園にあっては、2以上の出入口が配置されていること。</p>	<p>4 公園の構造</p> <p>(1) 公園の出入口、外周</p> <p>ア 幼児公園、街区公園及び近隣公園には、車の乗入れが出来ないよう計画すること。</p> <p>イ 公園には、柵又は塀の設置その他利用者の安全確保を図るための措置が講ぜられていること。</p> <p>ウ 面積が1,000m<sup>2</sup>以上の公園にあっては、2以上の出入口が配置されていること。</p>

改 正	現 行
<p>(2) 公園の排水 雨水を有効に排水できるようにすること。また、排水の基準は本章第5節によること。</p> <p>(3) 公園の施設 公園に設ける施設は、公園管理予定者と協議すること。</p> <p>(4) 岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則別表第二「四 公園等に関する整備基準」に適合すること。</p>	<p>(2) 公園の排水 雨水を有効に排水できるようにすること。また、排水の基準は本章第5節によること。</p> <p>(3) 公園の施設 公園に設ける施設は、公園管理予定者と協議すること。</p> <p>(4) 岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則別表第二「四 公園に関する整備基準」に適合すること。</p>
5 略	5 略
第4節 略	第4節 略
第5節 排水施設	第5節 排水施設
1から3まで 略	1から3まで 略
<p>4 断面設計</p> <p>(1) 汚水管渠にあっては、計画時間最大汚水量とすること。</p> <p>(2) 雨水管渠にあっては、計画雨水量とすること。</p> <p>(3) 流量の計算は、次のいずれかによること。</p> <p>ア マニング式</p> $Q = A \cdot V$ $V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$ <p>イ クッター式</p> $Q = A \cdot V$ $V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R}I$ <p>Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec) A : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>) V : 流速 (m/sec) R : 径深=A/P (m) P : 流水の潤辺長 (m) n : 粗度係数 I : 勾配 (小数又は分数)</p>	<p>4 断面設計</p> <p>(1) 汚水管渠にあっては、計画時間最大汚水量とすること。</p> <p>(2) 雨水管渠にあっては、計画雨水量とすること。</p> <p>(3) 流量の計算は、次のいずれかによること。</p> <p>ア マニング式</p> $Q = A \cdot V$ $V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$ <p>イ クッター式</p> $Q = A \cdot V$ $V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R}I$ <p>Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec) A : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>) V : 流速 (m/sec) R : 径深=A/P (m) P : 流水の潤辺長 (m) n : 粗度係数 I : 勾配 (小数又は分数)</p>
<p>ウ 洪水時において土砂流入による流速減が考えられる場合は、その流速減を考慮のうえ流過断面等を設計するものであること。</p> <p>エ 粗度係数は、表3-20によること。</p>	<p>ウ 洪水時において土砂流入による流速減が考えられる場合は、その流速減を考慮のうえ流過断面等を設計するものであること。</p> <p>エ 粗度係数は、表3-20によること。</p>
表3-20 粗度係数表 略	表3-20 粗度係数表 略

改 正	現 行
<p>(4) 排水路の断面積は、開水路の場合は2割の余裕高（8割水深）、また管路の場合は余裕高なしの満流状態で有効断面を算定すること。</p> <p>なお、山林・農地等を集水区域に含み、土砂等が混入するおそれのある流路にあっては、流量計算に次表の安全率を適用すること。</p> <p>表3-21 略</p> <p>また、橋梁架設する場合には、更に余裕高0.5m以上取ること。ただし、保安林、砂防指定地等がある場合には、当該法令等による基準値のいづれか大きい方をとること。</p> <p>(5) 宅地造成事業（別荘を除く。）の管渠の流速並びに勾配及び最小内径又は最小内のり幅は、原則として表3-22の値とすること。また、その他の造成事業の流速は、5m/sec以下を標準とする。</p> <p>表3-22 略</p> <p>ただし、取付管の最小内径又は最小内法幅は、汚水管渠にあっては100mm、雨水管渠にあっては、150mmとすることができる。</p> <p>(6) 管渠等の構造等</p> <p>ア 管渠については、水圧、外圧に対する耐力、形状、工事費、将来の維持管理等を十分考慮し、ビニール管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管又は現場打ち鉄筋コンクリート渠等のうち最も適当なものを選定すること。</p> <p>イ 雨水の排水路は、原則として開渠とすること。</p> <p><u>ただし、側溝を蓋つきとする場合で、開発区域外に雨水が逸水するおそれがある場合は、全面グレーチング蓋とすること。なお、逸水のおそれが無い場合も延長10mにつき1箇所程度にグレーチング蓋を設置すること。</u></p> <p>ウ 雨水排水路は、地形のできるだけ低位部を選定し、地域の排水が完全に行われる位置に設置すること。また、縦断勾配の変化や屈曲部についても適切に配慮し、流速の変化等による溢水が生じないようにすること。跳水が生じるおそれがある場合は、落差工、減勢工等を設置すること。</p> <p>エ 公共の用に供する排水施設は、道路その他公共用地など維持管理上支障のない場所に設置すること。</p> <p>(7) 柵・マンホール</p> <p>ア 次に示す暗渠部分の箇所には、原則として柵又はマンホールを設置すること。</p> <p>(ア) 公共の用に供する管渠の始まる箇所</p> <p>(イ) 下水の流路の方向、勾配又は断面が著しく変化する箇所。ただし、清掃に支障のないときは、この限りでない。</p> <p>(ウ) 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない箇所</p> <p>(エ) 維持管理上必要な箇所</p> <p>(オ) 管渠が合流する箇所、段差を生じる箇所（段差60cm以上の場合は、副管付マンホールを設けること）</p> <p>イ 柵又はマンホールの底は、雨水を排除すべき柵等には深さ15cm以上の泥だめを、その他柵等にあっては、その接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインパートを設置すること。</p> <p>(8) 管渠の埋設位置及び深さは、道路管理者と協議すること。特に指示がない場合は、車道1.2m以上</p>	<p>(4) 排水路の断面積は、開水路の場合は2割の余裕高（8割水深）、また管路の場合は余裕高なしの満流状態で有効断面を算定すること。</p> <p>なお、山林・農地等を集水区域に含み、土砂等が混入するおそれのある流路にあっては、流量計算に次表の安全率を適用すること。</p> <p>表3-21 略</p> <p>また、橋梁架設する場合には、更に余裕高0.5m以上取ること。ただし、保安林、砂防指定地等がある場合には、当該法令等による基準値のいづれか大きい方をとること。</p> <p>(5) 宅地造成事業（別荘を除く。）の管渠の流速並びに勾配及び最小内径又は最小内のり幅は、原則として表3-22の値とすること。また、その他の造成事業の流速は、5m/sec以下を標準とする。</p> <p>表3-22 略</p> <p>ただし、取付管の最小内径又は最小内法幅は、汚水管渠にあっては100mm、雨水管渠にあっては、150mmとすることができる。</p> <p>(6) 管渠等の構造等</p> <p>ア 管渠については、水圧、外圧に対する耐力、形状、工事費、将来の維持管理等を十分考慮し、ビニール管、鉄筋コンクリート管、遠心力鉄筋コンクリート管又は現場打ち鉄筋コンクリート渠等のうち最も適当なものを選定すること。</p> <p>イ 雨水の排水路は、原則として開渠とすること。</p> <p>ウ 雨水排水路は、地形のできるだけ低位部を選定し、地域の排水が完全に行われる位置に設置すること。また、縦断勾配の変化や屈曲部についても適切に配慮し、流速の変化等による溢水が生じないようにすること。跳水が生じるおそれがある場合は、落差工、減勢工等を設置すること。</p> <p>エ 公共の用に供する排水施設は、道路その他公共用地など維持管理上支障のない場所に設置すること。</p> <p>(7) 柵・マンホール</p> <p>ア 次に示す暗渠部分の箇所には、原則として柵又はマンホールを設置すること。</p> <p>(ア) 公共の用に供する管渠の始まる箇所</p> <p>(イ) 下水の流路の方向、勾配又は断面が著しく変化する箇所。ただし、清掃に支障のないときは、この限りでない。</p> <p>(ウ) 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない箇所</p> <p>(エ) 維持管理上必要な箇所</p> <p>(オ) 管渠が合流する箇所、段差を生じる箇所（段差60cm以上の場合は、副管付マンホールを設けること）</p> <p>イ 柵又はマンホールの底は、雨水を排除すべき柵等には深さ15cm以上の泥だめを、その他柵等にあっては、その接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅のインパートを設置すること。</p> <p>(8) 管渠の埋設位置及び深さは、道路管理者と協議すること。特に指示がない場合は、車道1.2m以上</p>

改 正	現 行
<p>(幹線3m以上)の土かぶりを標準とすること。</p> <p>(9) 管渠の接合</p> <p>管渠の接合は、次の各項を考慮して定めること。</p> <p>ア 管渠の管径が変化する場合又は合流する場合の接合方法は、水面接合又は管頂接合とすること。</p> <p>イ 地表勾配が急な場合は、地表勾配に応じて段差接合又は階段接合とすること。</p> <p>ウ 合流する場合の中心交角は、原則として60°以下とし、曲線をもって合流する場合、曲線半径の5倍以上とすること。</p> <p>(10) 溪流及び既存排水路の処理</p> <p>ア 原則として開渠とされていること。</p> <p>ただし、やむを得ない場合には、当該計画位置における流域面積が5ha未満については断面決定流速が5m/sec以上について5m/secとし、安全率を2とした暗渠としてもよい。この場合、流域面積が3ha以上はのみ口の処理を床止工とし、3ha未満については集水枠とされていること。</p> <p>イ 当該計画位置上流に接近して、暗渠工が計画されている場合には、同一断面又はその断面以上で計画されていること。</p> <p>ウ 暗渠工の最小内径又は最小内法幅は、1.0m以上とされていること。</p> <p>ただし、施工延長20m未満の場合には、0.6m以上とすることができます。</p> <p>エ マンホールは、50m毎に1箇所設置されていること。</p> <p>オ 暗渠工は、直線とされていること。</p>	<p>(幹線3m以上)の土かぶりを標準とすること。</p> <p>(9) 管渠の接合</p> <p>管渠の接合は、次の各項を考慮して定めること。</p> <p>ア 管渠の管径が変化する場合又は合流する場合の接合方法は、水面接合又は管頂接合とすること。</p> <p>イ 地表勾配が急な場合は、地表勾配に応じて段差接合又は階段接合とすること。</p> <p>ウ 合流する場合の中心交角は、原則として60°以下とし、曲線をもって合流する場合、曲線半径の5倍以上とすること。</p> <p>(10) 溪流及び既存排水路の処理</p> <p>ア 原則として開渠とされていること。</p> <p>ただし、やむを得ない場合には、当該計画位置における流域面積が5ha未満については断面決定流速が5m/sec以上について5m/secとし、安全率を2とした暗渠としてもよい。この場合、流域面積が3ha以上はのみ口の処理を床止工とし、3ha未満については集水枠とされていること。</p> <p>イ 当該計画位置上流に接近して、暗渠工が計画されている場合には、同一断面又はその断面以上で計画されていること。</p> <p>ウ 暗渠工の最小内径又は最小内法幅は、1.0m以上とされていること。</p> <p>ただし、施工延長20m未満の場合には、0.6m以上とすることができます。</p> <p>エ マンホールは、50m毎に1箇所設置されていること。</p> <p>オ 暗渠工は、直線とされていること。</p>
5 略	5 略
<p>6 開発区域外への排水計画</p> <p>開発行為に伴い開発区域外の河川、水路、下水道等に排水する場合は、次によること。</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>ア 排水先の同意</p> <p>開発行為に伴い開発区域外の河川等に排水を排出する場合は、法第32条第1項の規定に基づき河川管理者等の同意を得ること。（第5章第1節参照）</p> <p>イ 開発面積が1ha以上の大規模開発については、県内における過去の災害を踏まえて原則として調整池を設置するものとする。なお、下流の河川狭小部を改修する場合についても地域的に必要とされる最小限の調整池（表3-25の最小比流量により算出する。）は設置するものとする。</p> <p>（ア）河川改修、調整池の設置等に当たっては下流水路及び河川の狭小部の調査を行うこと。</p> <p>河川狭小部の調査については、放流先の水路及び河川の流下能力の調査範囲を、原則として調査地点の集水面積に占める開発区域全体の面積の割合が2.0%以下になるまでの地点とする。ただし、下流部分に過去の災害等の実績から、特に配慮を要する場合があるので、河川管理者と協議のうえ、調査範囲を決定すること。</p> <p>（イ）下流の流下能力は、実地での縦横断測量による。河川管理者において把握している場合については、その値によるが、河床変動もあり得るので現地調査は行うこと。</p> <p>a 流域図により河川狭小部の調査範囲を仮決定する。</p> <p>b 橋梁架設部などネック点になると思われる箇所を重点にポール横断等による概略測量を</p>	<p>6 開発区域外への排水計画</p> <p>開発行為に伴い開発区域外の河川、水路、下水道等に排水する場合は、次によること。</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>ア 排水先の同意</p> <p>開発行為に伴い開発区域外の河川等に排水を排出する場合は、法第32条第1項の規定に基づき河川管理者等の同意を得ること。（第5章第1節参照）</p> <p>イ 開発面積が1ha以上の大規模開発については、県内における過去の災害を踏まえて原則として調整池を設置するものとする。なお、下流の河川狭小部を改修する場合についても地域的に必要とされる最小限の調整池（表3-25の最小比流量により算出する。）は設置するものとする。</p> <p>（ア）河川改修、調整池の設置等に当たっては下流水路及び河川の狭小部の調査を行うこと。</p> <p>河川狭小部の調査については、放流先の水路及び河川の流下能力の調査範囲を、原則として調査地点の集水面積に占める開発区域全体の面積の割合が2.0%以下になるまでの地点とする。ただし、下流部分に過去の災害等の実績から、特に配慮を要する場合があるので、河川管理者と協議のうえ、調査範囲を決定すること。</p> <p>（イ）下流の流下能力は、実地での縦横断測量による。河川管理者において把握している場合については、その値によるが、河床変動もあり得るので現地調査は行うこと。</p> <p>a 流域図により河川狭小部の調査範囲を仮決定する。</p> <p>b 橋梁架設部などネック点になると思われる箇所を重点にポール横断等による概略測量を</p>

改 正	現 行
<p>行う。</p> <p>c bの結果をもとに、河川管理者と調査範囲、ネック点の検討箇所について協議を行う。 (河川の規模、状況により調査測量地点を決定する。)</p> <p>d 狹小部と思われる地点付近の縦横断測量を行う。</p> <p>e dの結果をもとに、法第32条第1項の規定に基づく同意申請を、河川管理者に対して行う。</p> <p>なお、他法令により狭小部が明らかにされている場合はこの限りでない。</p> <p>(ウ) 原則として、防災調整池と貯水池等は兼用しないものとする。ただし、地形上及びその他の地質によりやむを得ない場合で、管理体制が明確なものについては、この限りでない。</p> <p>(オ) 設計は、この規準に適合するほか河川管理者と協議された内容が反映されたものであること。</p>	<p>行う。</p> <p>c bの結果をもとに、河川管理者と調査範囲、ネック点の検討箇所について協議を行う。 (河川の規模、状況により調査測量地点を決定する。)</p> <p>d 狹小部と思われる地点付近の縦横断測量を行う。</p> <p>e dの結果をもとに、法第32条第1項の規定に基づく同意申請を、河川管理者に対して行う。</p> <p>なお、他法令により狭小部が明らかにされている場合はこの限りでない。</p> <p>(ウ) 原則として、防災調整池と貯水池等は兼用しないものとする。ただし、地形上及びその他の地質によりやむを得ない場合で、管理体制が明確なものについては、この限りでない。</p> <p>(オ) 設計は、この規準に適合するほか河川管理者と協議された内容が反映されたものであること。</p>
<p>(2) 下流河川を改修する場合</p> <p>ア 下流河川の改修範囲は、原則として排水地点から流量増の影響がなくなる地点までとすること。</p> <p>イ 改修規模及び工法は、開発行為の大小、下流河川の流過能力、災害頻度、背後地の重要性等種々な要素を勘案して決定し、その工法は現場に即したものであること。</p> <p>ウ 改修計画については、河川管理者と協議し、法第32条第1項の規定に基づく同意を得ること。</p> <p>エ 開発による流量増が僅かな場合については、流量増による洪水被害よりも、土砂流出による河道の埋塞が生じ、災害をこうむる恐れがあるので、流出土砂の対策を十分考慮すること。</p> <p>カ 開発行為に伴って調整池を設ける場合、下流河川は調整池での調整容量の不足に対応する流量を安全に流過できる断面以上で改修すること。</p> <p>キ 開発行為による流量増は、次式によるものであること。</p>	<p>(2) 下流河川を改修する場合</p> <p>ア 下流河川の改修範囲は、原則として排水地点から流量増の影響がなくなる地点までとすること。</p> <p>イ 改修規模及び工法は、開発行為の大小、下流河川の流過能力、災害頻度、背後地の重要性等種々な要素を勘案して決定し、その工法は現場に即したものであること。</p> <p>ウ 改修計画については、河川管理者と協議し、法第32条第1項の規定に基づく同意を得ること。</p> <p>エ 開発による流量増が僅かな場合については、流量増による洪水被害よりも、土砂流出による河道の埋塞が生じ、災害をこうむる恐れがあるので、流出土砂の対策を十分考慮すること。</p> <p>カ 開発行為に伴って調整池を設ける場合、下流河川は調整池での調整容量の不足に対応する流量を安全に流過できる断面以上で改修すること。</p> <p>キ 開発行為による流量増は、次式によるものであること。</p>
$Q = \frac{1}{360} \cdot (f_{1i} - f_{2i}) \cdot r \cdot A_i$ <p>Q : 流量増分 (m<sup>3</sup>/sec)  <math>f_{1i}</math> : 開発地の流出係数 (表3-19) を参照  <math>f_{2i}</math> : 開発前の流出係数 (表3-19) を参照  r : 雨量強度 (mm/hr) (表3-15) を参照  A<sub>i</sub> : 開発面積 (ha)</p> <p>ク 計画洪水流量は、次式によるものであること。</p> $Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q : 計画洪水流量 (m<sup>3</sup>/sec)  f : 流出係数 (表3-19) を参照  r : 洪水計画到達時間内の降雨強度 (mm/hr)  A : 集水面積 (ha)</p> <p>コ 通水断面計算は、マニングの流速公式によること。</p>	$Q = \frac{1}{360} \cdot (f_{1i} - f_{2i}) \cdot r \cdot A_i$ <p>Q : 流量増分 (m<sup>3</sup>/sec)  <math>f_{1i}</math> : 開発地の流出係数 (表3-19) を参照  <math>f_{2i}</math> : 開発前の流出係数 (表3-19) を参照  r : 雨量強度 (mm/hr) (表3-15) を参照  A<sub>i</sub> : 開発面積 (ha)</p> <p>ク 計画洪水流量は、次式によるものであること。</p> $Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q : 計画洪水流量 (m<sup>3</sup>/sec)  f : 流出係数 (表3-19) を参照  r : 洪水計画到達時間内の降雨強度 (mm/hr)  A : 集水面積 (ha)</p> <p>コ 通水断面計算は、マニングの流速公式によること。</p>
<p>(3) 調整池を設置する場合</p> <p>ア 全高は10m未満（やむを得ない場合は15m未満）とし、構造は原則としてコンクリート重力式ダムとすること。ただし、基礎地盤の支持力の不足等で真にやむを得ない場合は、フィルダムとすることができます。</p> <p>イ 調整池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とすること。</p>	<p>(3) 調整池を設置する場合</p> <p>ア 全高は10m未満（やむを得ない場合は15m未満）とし、構造は原則としてコンクリート重力式ダムとすること。ただし、基礎地盤の支持力の不足等で真にやむを得ない場合は、フィルダムとすることができます。</p> <p>イ 調整池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とすること。</p>

改 正	現 行
表 3-24 略	表 3-24 略
<p>ウ 調整池内法面は、浸食防止用保護工を設置すること。</p> <p>エ 必要調整容量は、開発事業後における年超過率1/30で求めた洪水のピーク流量の値を調整池下流の流過能力の値まで調整するものとし、次式により算定すること。</p> $V = \left( ri - \frac{rc}{2} \right) \cdot ti \cdot A \cdot f \cdot \frac{1}{360}$ $= Frc \cdot A \cdot f$ $rc = Q' \cdot \frac{360}{f \cdot A}$ <p>V : 必要調節容量 (m<sup>3</sup>)      ri : 1/30年確率の降雨強度 (mm/hr)      rc : 調整池下流の流過能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)      ti : 降雨の継続時間 (sec)      A : 集水面積 (ha)      f : 開発後の流出係数      Frc : 洪水調整容量 (表 3-24) (m<sup>3</sup>/ha)      Q' : 調整池下流の流過能力 (m<sup>3</sup>/sec)</p>	<p>ウ 調整池内法面は、浸食防止用保護工を設置すること。</p> <p>エ 必要調整容量は、開発事業後における年超過率1/30で求めた洪水のピーク流量の値を調整池下流の流過能力の値まで調整するものとし、次式により算定すること。</p> $V = \left( ri - \frac{rc}{2} \right) \cdot ti \cdot A \cdot f \cdot \frac{1}{360}$ $= Frc \cdot A \cdot f$ $rc = Q' \cdot \frac{360}{f \cdot A}$ <p>V : 必要調節容量 (m<sup>3</sup>)      ri : 1/30年確率の降雨強度 (mm/hr)      rc : 調整池下流の流過能力の値に対応する降雨強度 (mm/hr)      ti : 降雨の継続時間 (sec)      A : 集水面積 (ha)      f : 開発後の流出係数      Frc : 洪水調整容量 (表 3-24) (m<sup>3</sup>/ha)      Q' : 調整池下流の流過能力 (m<sup>3</sup>/sec)</p>
<p>なお、流過能力最小地点の比流量が次表の値を上回る場合は、次表の値をもって許容放流量を決定するものとする。</p>	<p>なお、流過能力最小地点の比流量が次表の値を上回る場合は、次表の値をもって許容放流量を決定するものとする。</p>
表 3-25 略	表 3-25 略
<p><u>オ やむを得ず調整池に流入せず、開発区域外へ雨水を直接放流する区域がある場合は、原則として許容放流量から直接放流する区域の流出量を差し引くこと。</u></p> <p>カ 調整池設置後における管理者が明確にされていること。</p> <p>キ 設計に当たっては、堰堤への管理通路を確保する等維持管理について配慮すること。</p> <p>ク 公園、駐車場、テニスコート等の他の利用目的と兼用する調整池は、調整池の機能が確実に維持できるものであって、「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）」に適合するものであること。</p> <p>なお、都市計画法に規定する公共施設としての公園、緑地、広場を調整池と兼用する場合は、当該底地が市町村に帰属され、調整池の管理も含めて移管されることを原則とする。</p> <p>ケ やむを得ず市町村が管理を行わないこととなる場合は、底地のみは極力市町村に移管すると共に、市町村長と管理協定を締結するよう努めること。</p> <p>(4) 沈砂池を設置する場合</p> <p>ア 原則として、開発区域の面積が1ha以上の場合に、下流に対する災害を防止するために適切な位置に沈砂池等の防災施設を設置するものとする。</p> <p>なお、面積が1ha未満についても、開発区域及びその周辺の地形地表の状況を勘案して、土砂流出が予想される場合も同様とすること。</p> <p>イ 沈砂池は、設計堆積土砂量は10年を標準とし、次式により算出すること。</p> $\text{沈砂容量 (V)} = \text{施行期間中流出土砂量 (I)} + \text{工事完了後流出土砂量 (II)} + \text{未開発部分の流出土砂量 (III)}$	<p><u>オ 調整池設置後における管理者が明確にされていること。</u></p> <p>カ 設計に当たっては、堰堤への管理通路を確保する等維持管理について配慮すること。</p> <p>キ 公園、駐車場、テニスコート等の他の利用目的と兼用する調整池は、調整池の機能が確実に維持できるものであって、「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）」に適合するものであること。</p> <p>なお、都市計画法に規定する公共施設としての公園、緑地、広場を調整池と兼用する場合は、当該底地が市町村に帰属され、調整池の管理も含めて移管されることを原則とする。</p> <p>ケ やむを得ず市町村が管理を行わないこととなる場合は、底地のみは極力市町村に移管すると共に、市町村長と管理協定を締結するよう努めること。</p> <p>(4) 沈砂池を設置する場合</p> <p>ア 原則として、開発区域の面積が1ha以上の場合に、下流に対する災害を防止するために適切な位置に沈砂池等の防災施設を設置するものとする。</p> <p>なお、面積が1ha未満についても、開発区域及びその周辺の地形地表の状況を勘案して、土砂流出が予想される場合も同様とすること。</p> <p>イ 沈砂池は、設計堆積土砂量は10年を標準とし、次式により算出すること。</p> $\text{沈砂容量 (V)} = \text{施行期間中流出土砂量 (I)} + \text{工事完了後流出土砂量 (II)} + \text{未開発部分の流出土砂量 (III)}$

改 正	現 行
<p>(ア) 施行期間中流出土砂量（I） 開発施工期間中における流出土砂量は、<math>400\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}</math>とする。 流出土砂量は、工事期間に応じて月割とするが、4ヶ月以下の場合は4ヶ月として算出すること。ただし、施工期間中の流出土砂量については、仮設堰堤を設ける場合又は工事完了後において浚渫する場合にはその土量を除くことができる。</p> <p>(イ) 工事完了後流出土砂量（II）</p> $V_s = V_1 + V_2 \quad V_s : \text{工事完了後の土砂量}$ $V_1 : \text{盛土部分の流出土砂量} \quad V_1 = A_1 \left( 3 \cdot X + 7 \cdot \frac{X}{5} \right)$ $= 4.4X \cdot A_1$ $V_2 : \text{切土部分の流出土砂量} \quad V_2 = A_2 \left( 3 \cdot \frac{X}{3} + 7 \cdot \frac{X}{15} \right)$ $= 1.47X \cdot A_2$ <p><math>A_1</math> : 盛土部分の面積 (ha) <math>A_2</math> : 切土部分の面積 (ha) コンクリート、アスファルト等で被覆されている部分の面積は除くことができる。</p> <p><math>X</math> : 1年あたりの土砂流出量 (標準値) 主として建築物の建築等を目的とする開発行為 <math>100\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}</math> 主として第2種特定工作物の建設を目的とする開発行為 <math>200\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}</math></p> <p>ただし、計画区域の全体が極めて平坦であり、地形、地質上土砂流出が極めて少ないと考えられる場合にあっては、次の値まで縮小することができる。</p> $V = 5 \times A \times f \quad A : \text{開発面積 (ha)}$ $f : 15\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ <p>コンクリート、アスファルト等で被覆されている部分の面積は除くことができる。</p> <p>(ウ) 未開発部分の流出土砂量（III）</p> $V_0 = 5 \times A \times f \quad V_0 : \text{未開発部分の土砂量 (m}^3\text{)}$ $A : \text{未開発部分の面積 (ha)}$ $f : \text{皆伐地、草地} \quad 15\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ $ \quad \text{皆伐地} \quad 2\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ $ \quad \text{普通林地} \quad 1\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$	<p>(ア) 施行期間中流出土砂量（I） 開発施工期間中における流出土砂量は、<math>400\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}</math>とする。 流出土砂量は、工事期間に応じて月割とするが、4ヶ月以下の場合は4ヶ月として算出すること。ただし、施工期間中の流出土砂量については、仮設堰堤を設ける場合又は工事完了後において浚渫する場合にはその土量を除くことができる。</p> <p>(イ) 工事完了後流出土砂量（II）</p> $V_s = V_1 + V_2 \quad V_s : \text{工事完了後の土砂量}$ $V_1 : \text{盛土部分の流出土砂量} \quad V_1 = A_1 \left( 3 \cdot X + 7 \cdot \frac{X}{5} \right)$ $= 4.4X \cdot A_1$ $V_2 : \text{切土部分の流出土砂量} \quad V_2 = A_2 \left( 3 \cdot \frac{X}{3} + 7 \cdot \frac{X}{15} \right)$ $= 1.47X \cdot A_2$ <p><math>A_1</math> : 盛土部分の面積 (ha) <math>A_2</math> : 切土部分の面積 (ha) コンクリート、アスファルト等で被覆されている部分の面積は除くことができる。</p> <p><math>X</math> : 1年あたりの土砂流出量 (標準値) 主として建築物の建築等を目的とする開発行為 <math>100\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}</math> 主として第2種特定工作物の建設を目的とする開発行為 <math>200\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}</math></p> <p>ただし、計画区域の全体が極めて平坦であり、地形、地質上土砂流出が極めて少ないと考えられる場合にあっては、次の値まで縮小することができる。</p> $V = 5 \times A \times f \quad A : \text{開発面積 (ha)}$ $f : 15\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ <p>コンクリート、アスファルト等で被覆されている部分の面積は除くことができる。</p> <p>(ウ) 未開発部分の流出土砂量（III）</p> $V_0 = 5 \times A \times f \quad V_0 : \text{未開発部分の土砂量 (m}^3\text{)}$ $A : \text{未開発部分の面積 (ha)}$ $f : \text{皆伐地、草地} \quad 15\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ $ \quad \text{皆伐地} \quad 2\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ $ \quad \text{普通林地} \quad 1\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$

改 正	現 行
<p>(5) 貯水池等を設置する場合 開発区域を水源地として直接に依存していることが明らかな場合、水利用の権利を有する者との協議によつては、貯水池、取水施設、導水路等の設置が必要な場合がある。これらについては、降雨時の防災設備とは主旨を異にすることから、水利権者等との調整を行うものとする。開発区域内に貯水池を設ける場合の堰堤の構造は後記（8）の防災調整池の構造基準を準用するものとする。</p> <p>(6) 既設堰堤がある場合 開発区域の下流に既設堰堤等がある場合は、堤体、余水吐等の安全性を検討し、次の条件を満足するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 既存の機能を阻害しないものであること。</li> <li>イ 流出土砂に対し十分な容量をもつこと。</li> <li>ウ 堤体の安全性を検討し、必要な場合は堤体の改修を検討すること。</li> <li>エ 余水吐について開発後の状況で洪水を安全に通過し得る構造をもつか、又は改良計画を持つこと。</li> </ul> <p>(7) その他の基準 ア 洪水調整池、沈砂池、かんがい用ため池等のうち2以上の目的に兼用する場合は、有効量をそれぞれの計算された容量の合計の20%増とされていること。</p> <p>イ 沈砂堆積推定線を明確にして洪水調整容量が不足にならないように十分配慮されていること。</p> <p>ウ 道路又はゴルフ場のコースを防災ダム又は貯水ダム堤体として利用する場合は、コンクリート重力式ダム等の基準に適合する構造とすること。</p> <p>(8) 堰堤（コンクリート重力式）の構造 調整池の設置位置は、雨水の集水区域、集水経路、地形、地質等から総合的に検討すること。軟弱地盤上には設置を計画しないこと。</p> <p>堰堤の構造は、原則として岐阜県砂防事業要領（岐阜県県土整備部砂防課）を準用するほか、次の基準によるものとする。</p> <p>ア 本堤</p> <p>（ア）地質調査 基礎地盤の土質、地層構成、地盤の透水性について必要な調査を実施するものとする。堤体軸線上で3ヶ所以上ボーリングを行うことを原則とする。現場の状況により、試掘、弾性波探査等も適宜組み合わせて実施すること。 また、原則として透水試験を行い、透水性の確認を行うこと。</p> <p>（イ）ダムの方向 水通し中心線において下流流心線に直角であること。</p> <p>（ウ）天端幅 原則として1.5mとする。</p> <p>（エ）基礎根入袖の両岸への貫入深さ及び段切勾配 図3-6、表3-26、表3-27による。</p>	<p>(5) 貯水池等を設置する場合 開発区域を水源地として直接に依存していることが明らかな場合、水利用の権利を有する者との協議によつては、貯水池、取水施設、導水路等の設置が必要な場合がある。これらについては、降雨時の防災設備とは主旨を異にすることから、水利権者等との調整を行うものとする。開発区域内に貯水池を設ける場合の堰堤の構造は後記（8）の防災調整池の構造基準を準用するものとする。</p> <p>(6) 既設堰堤がある場合 開発区域の下流に既設堰堤等がある場合は、堤体、余水吐等の安全性を検討し、次の条件を満足するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 既存の機能を阻害しないものであること。</li> <li>イ 流出土砂に対し十分な容量をもつこと。</li> <li>ウ 堤体の安全性を検討し、必要な場合は堤体の改修を検討すること。</li> <li>エ 余水吐について開発後の状況で洪水を安全に通過し得る構造をもつか、又は改良計画を持つこと。</li> </ul> <p>(7) その他の基準 ア 洪水調整池、沈砂池、かんがい用ため池等のうち2以上の目的に兼用する場合は、有効量をそれぞれの計算された容量の合計の20%増とされていること。</p> <p>イ 沈砂堆積推定線を明確にして洪水調整容量が不足にならないように十分配慮されていること。</p> <p>ウ 道路又はゴルフ場のコースを防災ダム又は貯水ダム堤体として利用する場合は、コンクリート重力式ダム等の基準に適合する構造とすること。</p> <p>(8) 堰堤（コンクリート重力式）の構造 調整池の設置位置は、雨水の集水区域、集水経路、地形、地質等から総合的に検討すること。軟弱地盤上には設置を計画しないこと。</p> <p>堰堤の構造は、原則として岐阜県砂防事業要領（岐阜県県土整備部砂防課）を準用するほか、次の基準によるものとする。</p> <p>ア 本堤</p> <p>（ア）地質調査 基礎地盤の土質、地層構成、地盤の透水性について必要な調査を実施するものとする。堤体軸線上で3ヶ所以上ボーリングを行うことを原則とする。現場の状況により、試掘、弾性波探査等も適宜組み合わせて実施すること。 また、原則として透水試験を行い、透水性の確認を行うこと。</p> <p>（イ）ダムの方向 水通し中心線において下流流心線に直角であること。</p> <p>（ウ）天端幅 原則として1.5mとする。</p> <p>（エ）水通し断面 100年確率で想定される降雨強度におけるピーク流量の1.2倍以上の流量が放流し得るものであること。ただし、沈砂単独堰堤については、ピーク流量の1.2倍を1.0倍とすることができる。</p> <p>（オ）基礎根入袖の両岸への貫入深さ及び段切勾配 図3-6、表3-26、表3-27による。</p>

図3-6 略

図3-6 略

改 正	現 行
<p>表 3-26 略</p> <p>表 3-27 略</p> <p>(オ) 間詰 地盤が岩盤の場合は、基礎及び両岸貫入部ともコンクリート埋戻しとすること。地盤が砂礫の場合は、基礎部は砂礫で埋め戻し、コンクリート等で保護すること。 両岸貫入部は練ブロック、コンクリートマット等で保護するものとする。</p> <p>(カ) ブロック割施工 コンクリートの収縮を考えて分割長7.5m～15m程度とすること。目地には止水上に効な止水板を設けること。その位置は上流側法面より0.5mで法面に沿わせて設けること。 水通しの部分には目地を設けないこと。また、水通し肩から3m以上（やむを得ない場合は1.5m以上）離すこと。</p> <p>(キ) 水抜き穴 沈砂単独堰堤の水抜き穴は、原則として設けないものとするが、流出土砂形態により設ける場合は適切な断面（0.5m以下）の正方形又は円形とする。最上段の水抜き穴は、水通し天端より1.5m以上下げる、各孔は、縦方向に重ならないようにすること。</p> <p>(ク) 水通し断面 <u>100年確率で想定される降雨強度におけるピーク流量の1.2倍以上の流量が放流し得るものであること。ただし、沈砂単独堰堤については、ピーク流量の1.2倍を1.0倍とすることができる。</u></p> <p>(ケ) 水通し断面の形状 <u>水通し断面は原則として蹄形とし、その形状は次によるものとする。</u> a <u>水通し幅は、下流部の地形等を考慮した上でできるだけ広くする。</u> b <u>袖小口の勾配は原則として5分とする。</u> c <u>余裕高は0.6m以上とする。</u></p> <p>(コ) 水通し断面算定 断面形が梯形の場合、接近速度を無視すれば</p> $Q = \frac{2}{15} \cdot \alpha \cdot h \cdot \sqrt{2gh} \cdot (3B_0 + 2B_1)$ <p>Q : 計画流量 (m<sup>3</sup>/sec)  <math>\alpha</math> : 越流係数 (0.6)  h : 縮流前の越流水深(m)  <math>B_0</math> : 水通長 (底幅) (m)  <math>B_1</math> : 水通長 (上幅) (m)  g : 重力の加速度 (m/sec<sup>2</sup>)</p>	<p>表 3-26 略</p> <p>表 3-27 略</p> <p>(オ) 間詰 地盤が岩盤の場合は、基礎及び両岸貫入部ともコンクリート埋戻しとすること。地盤が砂礫の場合は、基礎部は砂礫で埋め戻し、コンクリート等で保護すること。 両岸貫入部は練ブロック、コンクリートマット等で保護するものとする。</p> <p>(カ) ブロック割施工 コンクリートの収縮を考えて分割長7.5m～15m程度とすること。目地には止水上に効な止水板を設けること。その位置は上流側法面より0.5mで法面に沿わせて設けること。 水通しの部分には目地を設けないこと。また、水通し肩から3m以上（やむを得ない場合は1.5m以上）離すこと。</p> <p>(キ) 水抜き穴 沈砂単独堰堤の水抜き穴は、原則として設けないものとするが、流出土砂形態により設ける場合は適切な断面（0.5m以下）の正方形又は円形とする。最上段の水抜き穴は、水通し天端より1.5m以上下げる、各孔は、縦方向に重ならないようにすること。</p> <p>(ク) 水通し断面の形状 <u>水通し断面は原則として蹄形とし、その形状は次によるものとする。</u> a <u>水通し幅は、下流部の地形等を考慮した上でできるだけ広くする。</u> b <u>袖小口の勾配は原則として5分とする。</u> c <u>余裕高は0.6m以上とする。</u></p> <p>(コ) 水通し断面算定 断面形が梯形の場合、接近速度を無視すれば</p> $Q = \frac{2}{15} \cdot \alpha \cdot h \cdot \sqrt{2gh} \cdot (3B_0 + 2B_1)$ <p>Q : 計画流量 (m<sup>3</sup>/sec)  <math>\alpha</math> : 越流係数 (0.6)  h : 縮流前の越流水深(m)  <math>B_0</math> : 水通長 (底幅) (m)  <math>B_1</math> : 水通長 (上幅) (m)  g : 重力の加速度 (m/sec<sup>2</sup>)</p>

改 正	現 行
<p><math>\alpha = 0.6</math>、両側法勾配を5分、<math>g = 9.8 \text{m/sec}^2</math>とすれば</p> $Q = (1.77B_0 + 0.71h) \times h^{\frac{3}{2}}$ <p><math>\alpha = 0.6</math>、両側法勾配を1割、<math>g = 9.8 \text{m/sec}^2</math>とすれば</p> $Q = (1.77B_0 + 1.42h) \times h^{\frac{3}{2}}$ <p>(注) 下流の渓幅を考慮し水通し幅を決定すること</p> <p>(サ) 安定計算 安定計算に用いる荷重は自重及び静水圧とする。 a 静水圧</p> $P = W_0 H_w$ <p><math>P</math> : 静水圧 (<math>\text{t/m}^2</math>) <math>W_0</math> : 水の単位体積重量 (<math>\text{t/m}^3</math>) <math>H_w</math> : 任意の点の水深 (m)</p> <p>安定計算は平常時及び洪水時の越流部断面と非越流部断面について算定するものとする。</p> <p>b 安定計算に用いる数値 ダム用コンクリートの単位体積重量 : <math>2.3 \text{t/m}^3</math> 流水の単位体積重量 (<math>W_0</math>) : <math>1.2 \text{t/m}^3</math> 土圧係数 (<math>C_e</math>) : <math>0.3 \sim 0.6</math> コンクリートの許容応力度 (<math>\text{kg/cm}^2</math>) 壓縮 : 40、剪断 : 5 地盤の許容支持力 (許容応力度) は、ボーリング調査の結果により求めるものとする。</p> <p>c 安定条件 堤体自重及び外力の和が堤底の中央 <math>1/3</math> 以内に入るようにすること。 滑動に対する安全率は1.5以上とすること。 堤体及び基礎地盤の最大応力度が許容応力度を超過しないこと。</p> <p>d 断面形状 越流部断面と非越流部断面とは同一とすることを原則とする。 下流部法勾配は、<math>1:0.2</math>を標準とするが、土砂の発生状況を考慮してやむを得ない場合は<math>1:0.3</math>まで緩くすることができる。</p> <p>e 袖の構造 袖天端は原則として1.5m以上とする。 袖天端の勾配は、原則として水平とすること。ただし、沈砂単独えん堤について、流出土砂形態により、袖勾配を設ける場合は計画渓床勾配と同程度又はそれ以上とすること。 やむを得ず袖を曲げる場合は、上流側に折り曲げること。折れ角は<math>45^\circ</math>以下とすること。</p> <p>(シ) 調整孔の穴の大きさの決定 孔の大きさの決定は次式によるものとする。</p>	<p><math>\alpha = 0.6</math>、両側法勾配を5分、<math>g = 9.8 \text{m/sec}^2</math>とすれば</p> $Q = (1.77B_0 + 0.71h) \times h^{\frac{3}{2}}$ <p><math>\alpha = 0.6</math>、両側法勾配を1割、<math>g = 9.8 \text{m/sec}^2</math>とすれば</p> $Q = (1.77B_0 + 1.42h) \times h^{\frac{3}{2}}$ <p>(注) 下流の渓幅を考慮し水通し幅を決定すること</p> <p>(サ) 安定計算 安定計算に用いる荷重は自重及び静水圧とする。 a 静水圧</p> $P = W_0 H_w$ <p><math>P</math> : 静水圧 (<math>\text{t/m}^2</math>) <math>W_0</math> : 水の単位体積重量 (<math>\text{t/m}^3</math>) <math>H_w</math> : 任意の点の水深 (m)</p> <p>安定計算は平常時及び洪水時の越流部断面と非越流部断面について算定するものとする。</p> <p>b 安定計算に用いる数値 ダム用コンクリートの単位体積重量 : <math>2.3 \text{t/m}^3</math> 流水の単位体積重量 (<math>W_0</math>) : <math>1.2 \text{t/m}^3</math> 土圧係数 (<math>C_e</math>) : <math>0.3 \sim 0.6</math> コンクリートの許容応力度 (<math>\text{kg/cm}^2</math>) 壓縮 : 40、剪断 : 5 地盤の許容支持力 (許容応力度) は、ボーリング調査の結果により求めるものとする。</p> <p>c 安定条件 堤体自重及び外力の和が堤底の中央 <math>1/3</math> 以内に入るようにすること。 滑動に対する安全率は1.5以上とすること。 堤体及び基礎地盤の最大応力度が許容応力度を超過しないこと。</p> <p>d 断面形状 越流部断面と非越流部断面とは同一とすることを原則とする。 下流部法勾配は、<math>1:0.2</math>を標準とするが、土砂の発生状況を考慮してやむを得ない場合は<math>1:0.3</math>まで緩くすることができる。</p> <p>e 袖の構造 袖天端は原則として1.5m以上とする。 袖天端の勾配は、原則として水平とすること。ただし、沈砂単独えん堤について、流出土砂形態により、袖勾配を設ける場合は計画渓床勾配と同程度又はそれ以上とすること。 やむを得ず袖を曲げる場合は、上流側に折り曲げること。折れ角は<math>45^\circ</math>以下とすること。</p> <p>(シ) 調整孔の穴の大きさの決定 孔の大きさの決定は次式によるものとする。</p>

改 正	現 行
<p><math display="block">A = \frac{Q}{C \cdot \sqrt{2g \cdot h}}</math></p> <p>Q : 許容放流量 (m<sup>3</sup>/sec)  A : 放流孔断面積 (m<sup>2</sup>)  C : 係数  h : 放流孔断面中心よりH.W.Lまでの水深 (m)  g : 9.8m/sec<sup>2</sup></p> <p>係数 ベルマウス付呑み口 0.85~0.95 標準値 0.9  呑み口部分を板で覆ったもの 0.7 ~0.9 標準値 0.8  箱抜き型 0.6 ~0.8 標準値 0.7</p> <p>調整孔と水通し天端より1.5m以上確保することを原則とする。</p> <p>(ス) 調整孔の構造</p> <p>調整孔の穴はゴミ等により閉塞しない構造であること。スクリーンは調整孔の断面積の20倍以上の面積を有するものとすること。</p> <p>イ 垂直壁  (ア) 高さ  水通し天端は渓流面より高めないこと。  (イ) 天端幅  原則として1.0m以上とすること。ただし、水叩厚が70cm以上の場合は水叩厚と同じにすることができる。  (ウ) 基礎の根入  水通し天端を現河床にあわせて、根入の深さは水叩下端より1.5m以上とする。ただし、岩盤の場合は1.0m以上とすることができます。 (図3-8参照)</p> <p>図3-8 略</p> <p>(エ) 袖  袖は必ず設け本堤に準じ両岸に取付け洪水等に対しても絶対に越流させないこと。勾配は水平とする。  (オ) 水通し断面  水通し断面は本堤の水通し断面とする。  (カ) 断面の形状  垂直壁の下流法勾配は、原則として2分、上流勾配は直とする。袖は両側共直とする。  (キ) 垂直壁の方向  地形の状況により本堤を下流の流心に対して直角にできなく、かつ潜り堰とならない場合は、垂直壁を下流流心に対して直角にする。 (図3-9参照)  (ク) 洗掘防止対策  水叩工下流の必要に応じて護床工を設けること。護床工は根固めブロック又はフトン籠等を使用する。護床工の必要長さは水叩長の1/2を標準とする。</p> <p>図3-9 略</p>	<p><math display="block">A = \frac{Q}{C \cdot \sqrt{2g \cdot h}}</math></p> <p>Q : 許容放流量 (m<sup>3</sup>/sec)  A : 放流孔断面積 (m<sup>2</sup>)  C : 係数  h : 放流孔断面中心よりH.W.Lまでの水深 (m)  g : 9.8m/sec<sup>2</sup></p> <p>係数 ベルマウス付呑み口 0.85~0.95 標準値 0.9  呑み口部分を板で覆ったもの 0.7 ~0.9 標準値 0.8  箱抜き型 0.6 ~0.8 標準値 0.7</p> <p>調整孔と水通し天端より1.5m以上確保することを原則とする。</p> <p>(ス) 調整孔の構造</p> <p>調整孔の穴はゴミ等により閉塞しない構造であること。スクリーンは調整孔の断面積の20倍以上の面積を有するものとすること。</p> <p>イ 垂直壁  (ア) 高さ  水通し天端は渓流面より高めないこと。  (イ) 天端幅  原則として1.0m以上とすること。ただし、水叩厚が70cm以上の場合は水叩厚と同じにすることができる。  (ウ) 基礎の根入  水通し天端を現河床にあわせて、根入の深さは水叩下端より1.5m以上とする。ただし、岩盤の場合は1.0m以上とすることができます。 (図3-8参照)</p> <p>図3-8 略</p> <p>(エ) 袖  袖は必ず設け本堤に準じ両岸に取付け洪水等に対しても絶対に越流させないこと。勾配は水平とする。  (オ) 水通し断面  水通し断面は本堤の水通し断面とする。  (カ) 断面の形状  垂直壁の下流法勾配は、原則として2分、上流勾配は直とする。袖は両側共直とする。  (キ) 垂直壁の方向  地形の状況により本堤を下流の流心に対して直角にできなく、かつ潜り堰とならない場合は、垂直壁を下流流心に対して直角にする。 (図3-9参照)  (ク) 洗掘防止対策  水叩工下流の必要に応じて護床工を設けること。護床工は根固めブロック又はフトン籠等を使用する。護床工の必要長さは水叩長の1/2を標準とする。</p> <p>図3-9 略</p>

改 正	現 行
<p>ウ 水叩</p> <p>(ア) 勾配</p> <p>水叩天端を垂直壁の水通し天端と同高とし、原則として水平とすること、やむを得ない場合も現渓床勾配の1/2までとし、かつ、1/15以内とすること。</p> <p>図3-10 略</p> <p>やむを得ず垂直壁の水通し天端と下流渓床との落差が生じた場合は、さらに、第2水叩工を設けること。</p> <p>図3-11 略</p> <p>(イ) 水叩の長さの決定</p> <p>次式にて計算するものとする。 (図3-12参照)</p> $L = 1.5(H_1 + h) - n \cdot H$ <p>ただし、ダム工、床固工等においては、<math>(H_1 + h)</math> の1.5倍をとるのは上式のとおりであるが、<math>(h/H_1)</math> が0.5より大きい場合は1.5を2.0とすること。</p> <p>(ウ) 厚さ</p> <p>水叩き厚さは次式により求めるものとする。</p> $T_1 = 0.15(0.6H_1 + 3h - 1)$ $H_1 = H - T_1$ <p>したがって</p> $T_1 = \frac{0.09H + 0.45h - 0.15}{1.09}$ <p>ただし、水叩の厚さは0.5m以上とする。</p> <p>図3-12 略</p> <p>※ 有効落差は、水叩き勾配が水平でない場合は、勾配×Lだけ落差を加算すること。</p> <p>(エ) 水通し断面</p> <p>本堤直下の水叩幅は、原則として本堤水通し上幅以上とし、垂直壁取付部は垂直壁の水通し断面に合わせること。</p> <p>エ 側壁</p> <p>(ア) 高さ</p> <p>側壁護岸の高さは、垂直壁の袖天端に取付け上流に向かって天端を水叩勾配以上とするこ</p>	<p>ウ 水叩</p> <p>(ア) 勾配</p> <p>水叩天端を垂直壁の水通し天端と同高とし、原則として水平とすること、やむを得ない場合も現渓床勾配の1/2までとし、かつ、1/15以内とすること。</p> <p>図3-10 略</p> <p>やむを得ず垂直壁の水通し天端と下流渓床との落差が生じた場合は、さらに、第2水叩工を設けること。</p> <p>図3-11 略</p> <p>(イ) 水叩の長さの決定</p> <p>次式にて計算するものとする。 (図3-12参照)</p> $L = 1.5(H_1 + h) - n \cdot H$ <p>ただし、ダム工、床固工等においては、<math>(H_1 + h)</math> の1.5倍をとるのは上式のとおりであるが、<math>(h/H_1)</math> が0.5より大きい場合は1.5を2.0とすること。</p> <p>(ウ) 厚さ</p> <p>水叩き厚さは次式により求めるものとする。</p> $T_1 = 0.15(0.6H_1 + 3h - 1)$ $H_1 = H - T_1$ <p>したがって</p> $T_1 = \frac{0.09H + 0.45h - 0.15}{1.09}$ <p>ただし、水叩の厚さは0.5m以上とする。</p> <p>図3-12 略</p> <p>※ 有効落差は、水叩き勾配が水平でない場合は、勾配×Lだけ落差を加算すること。</p> <p>(エ) 水通し断面</p> <p>本堤直下の水叩幅は、原則として本堤水通し上幅以上とし、垂直壁取付部は垂直壁の水通し断面に合わせること。</p> <p>エ 側壁</p> <p>(ア) 高さ</p> <p>側壁護岸の高さは、垂直壁の袖天端に取付け上流に向かって天端を水叩勾配以上とするこ</p>

改 正	現 行
<p>と。</p> <p>(イ) 基礎 水叩き基礎と同高とすること。</p> <p>(ウ) 厚さ40cm以上のコンクリート又は間知ブロック積みとすること。水抜きは、7.5cm以上程度の塩化ビニル管として3m<sup>2</sup>に1箇所の割合に設けること。</p> <p>オ 安全柵 危険防止上、人が立入り易い場所には、高さ1.8m以上の安全柵を設けるものとする。（忍返しを付けることを標準とする。）耐久性のある材料を選定し、管理上施錠のできる門扉を検討すること。</p> <p>(9) 床固工の構造</p> <p>ア 床固工 (ア) 高さ 高さは5.0m内外とし越流水深を含め総落差3.0～3.5mを限度とする。</p> <p>(イ) 構造 構造については、防災堰堤（コンクリート重力式）に準じて設計するものとする。</p> <p>(10) 堀込型調整池における排水筒による放流を計画する場合</p> <p>ア 放流管は管路の流水断面積が管路全断面積の3/4以下（断面の余裕25%以上）となるよう設計するものとする。原則として、最小管径は60cm以上とする。</p> <p>図3-13 略</p> <p>イ 放流管は、鉄筋コンクリート造とし、プレキャスト管を用いる場合も、全管長に渡って鉄筋コンクリートで巻くものとする。また、放流管は不等沈下による破損を防ぐために、10m間隔程度毎に継手を設けなければならない。継手構造は可撓性の止水板を用いて水密性を保つものとするほか、下図を標準とする。</p> <p>図3-14 略</p> <p>ウ 吸気管は、放流管呑口直下流部に吸気管（標準径10cm）を設ける。なお、放流量が5m<sup>3</sup>/sを大きく上回る場合には、さらに大きい寸法の吸気管を用いる必要がある。</p> <p>エ 洪水吐きは、排水筒とは別に開水路を確保することを原則とする。やむを得ず、越流先を暗渠とする場合は、越流水によって放流管出口が塞がらないように考慮する。（参考図3-15参照、防災調節池等技術指針（案）第5編設計実例第2章2.2より）</p> <p>(11) 平坦地において水深の浅い調整池を設置する場合（水深が概ね0.3m以下の場合）</p> <p>ア 敷地が平坦であり、開発区域外への排水先の高さの関係で掘込型の調整池も設置できない場合は、小堤式又は浅い掘込式の水深の浅い調整池を設置することになる。この場合に、調整池を駐車場等にも併用する場合は、注意看板等を設置するほか、安全上、管理上十分に配慮すること。（「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）について」を参照）</p> <p>イ 調整孔の設置は、敷地内の排水溝の末端に調整孔を設けた分水枠を設け、開発区域外へ排水するものとする。排水枠は維持管理上支障のない大きさとすること。</p> <p>ウ 調整池の周囲に小堤を設置する場合は、天端幅を1.0m以上確保する。調整池周囲の余裕高は、0.1m以上かつ越流高の1.2倍以上確保するものとする。コンクリート造の場合は、滯水時に漏水</p>	<p>と。</p> <p>(イ) 基礎 水叩き基礎と同高とすること。</p> <p>(ウ) 厚さ40cm以上のコンクリート又は間知ブロック積みとすること。水抜きは、7.5cm以上程度の塩化ビニル管として3m<sup>2</sup>に1箇所の割合に設けること。</p> <p>オ 安全柵 危険防止上、人が立入り易い場所には、高さ1.8m以上の安全柵を設けるものとする。（忍返しを付けることを標準とする。）耐久性のある材料を選定し、管理上施錠のできる門扉を検討すること。</p> <p>(9) 床固工の構造</p> <p>ア 床固工 (ア) 高さ 高さは5.0m内外とし越流水深を含め総落差3.0～3.5mを限度とする。</p> <p>(イ) 構造 構造については、防災堰堤（コンクリート重力式）に準じて設計するものとする。</p> <p>(10) 堀込型調整池における排水筒による放流を計画する場合</p> <p>ア 放流管は管路の流水断面積が管路全断面積の3/4以下（断面の余裕25%以上）となるよう設計するものとする。原則として、最小管径は60cm以上とする。</p> <p>図3-13 略</p> <p>イ 放流管は、鉄筋コンクリート造とし、プレキャスト管を用いる場合も、全管長に渡って鉄筋コンクリートで巻くものとする。また、放流管は不等沈下による破損を防ぐために、10m間隔程度毎に継手を設けなければならない。継手構造は可撓性の止水板を用いて水密性を保つものとするほか、下図を標準とする。</p> <p>図3-14 略</p> <p>ウ 吸気管は、放流管呑口直下流部に吸気管（標準径10cm）を設ける。なお、放流量が5m<sup>3</sup>/sを大きく上回る場合には、さらに大きい寸法の吸気管を用いる必要がある。</p> <p>エ 洪水吐きは、排水筒とは別に開水路を確保することを原則とする。やむを得ず、越流先を暗渠とする場合は、越流水によって放流管出口が塞がらないように考慮する。（参考図3-15参照、防災調節池等技術指針（案）第5編設計実例第2章2.2より）</p> <p>(11) 平坦地において水深の浅い調整池を設置する場合（水深が概ね0.3m以下の場合）</p> <p>ア 敷地が平坦であり、開発区域外への排水先の高さの関係で掘込型の調整池も設置できない場合は、小堤式又は浅い掘込式の水深の浅い調整池を設置することになる。この場合に、調整池を駐車場等にも併用する場合は、注意看板等を設置するほか、安全上、管理上十分に配慮すること。（「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）について」を参照）</p> <p>イ 調整孔の設置は、敷地内の排水溝の末端に調整孔を設けた分水枠を設け、開発区域外へ排水するものとする。排水枠は維持管理上支障のない大きさとすること。</p> <p>ウ 調整池の周囲に小堤を設置する場合は、天端幅を1.0m以上確保する。調整池周囲の余裕高は、0.1m以上かつ越流高の1.2倍以上確保するものとする。コンクリート造の場合は、滯水時に漏水</p>

改 正	現 行
<p>が生じない構造とし、かつ、構造計算により安全性を確認すること。</p> <p>エ 洪水吐きについて、土地利用及び周辺の地形を考慮し、設置場所、越流幅及び越流部分の大きさについては十分配慮すること。</p> <p>オ 調整孔からの放流先及び洪水吐きからの放流先を暗渠とする場合については、前記(10)に準ずるものとする。調整孔の最小径は管理上10cm以上とすることが望ましいが、やむを得ず10cm未満とする場合はスクリーンを二重にすること。</p>	<p>が生じない構造とし、かつ、構造計算により安全性を確認すること。</p> <p>エ 洪水吐きについて、土地利用及び周辺の地形を考慮し、設置場所、越流幅及び越流部分の大きさについては十分配慮すること。</p> <p>オ 調整孔からの放流先及び洪水吐きからの放流先を暗渠とする場合については、前記(10)に準ずるものとする。調整孔の最小径は管理上10cm以上とすることが望ましいが、やむを得ず10cm未満とする場合はスクリーンを二重にすること。</p>
図3-15 略	図3-15 略
図3-16 略	図3-16 略
図3-17 略	図3-17 略
<p>(12) 調整池の維持管理</p> <p>ア 調整池では、原則として出水時の監視に際し、貯留状況のチェックが行えるよう、水位標を設置するものとする。</p> <p>イ 放流部スクリーンのごみの除去、堆砂の除去、除草、各部の点検などに際し作業が円滑に行えるように、必要に応じて維持管理のための通路、タラップ等の設備を設置するものとする。また、堆積土砂の搬出方法についても検討を行うこと。</p> <p>ウ 衛生上、景観上の配慮から必要に応じ、低水用排水路の設置及び底面処理を行うものとする。</p> <p>エ その他維持管理については、「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアルについて」（平成12年7月27日付け建設省経民発第14号、建設省都下公発第18号、建設省河環発第35号）を参考とすること。</p>	<p>(12) 調整池の維持管理</p> <p>ア 調整池では、原則として出水時の監視に際し、貯留状況のチェックが行えるよう、水位標を設置するものとする。</p> <p>イ 放流部スクリーンのごみの除去、堆砂の除去、除草、各部の点検などに際し作業が円滑に行えるように、必要に応じて維持管理のための通路、タラップ等の設備を設置するものとする。また、堆積土砂の搬出方法についても検討を行うこと。</p> <p>ウ 衛生上、景観上の配慮から必要に応じ、低水用排水路の設置及び底面処理を行うものとする。</p> <p>エ その他維持管理については、「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアルについて」（平成12年7月27日付け建設省経民発第14号、建設省都下公発第18号、建設省河環発第35号）を参考とすること。</p>
[計算方法] 略	[計算方法] 略
[計算例] 略	[計算例] 略
第6節から第11節まで 略	第6節から第11節まで 略

改 正	現 行
<p><b>第4章 市街化調整区域における開発行為等</b></p> <p>第1節から第5節まで 略</p> <p>第6節 岐阜県開発審査会について</p> <p>岐阜県開発審査会条例 略</p> <p>岐阜県開発審査会運営規定 略</p> <p>岐阜県開発審査会包括承認基準 略</p> <p>岐阜県開発審査会事前審査事務処理要領</p> <p>昭和52年5月12日施行 昭和59年1月1日改正 平成6年4月1日改正 平成7年4月1日改正 平成10年8月1日改正 平成13年5月18日改正 平成14年4月1日改正 平成14年11月29日改正 平成15年5月19日改正 平成16年3月22日改正 平成18年5月18日改正 平成20年3月24日改正 平成29年6月1日改正 令和元年7月29日改正 <u>令和8年1月1日改正</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ホに該当するもののうち次条に規定するものに關し予め事前審査をし、事務の効率化を図るものとする。</p> <p>(事前審査の対象)</p> <p>第2条</p> <p>1 事前審査の対象とする開発行為並びに建築行為は、法第34条第14号及び令第36条第1項第3号ホに該当する開発行為等で、提案基準の定めがあるもののうち、次に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事（大垣市、多治見市又は各務原市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）が特に事前審査の必要があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 【提案基準第2号】農家世帯等の分家に伴う住宅</p>	<p><b>第4章 市街化調整区域における開発行為等</b></p> <p>第1節から第5節まで 略</p> <p>第6節 岐阜県開発審査会について</p> <p>岐阜県開発審査会条例 略</p> <p>岐阜県開発審査会運営規定 略</p> <p>岐阜県開発審査会包括承認基準 略</p> <p>岐阜県開発審査会事前審査事務処理要領</p> <p>昭和52年5月12日施行 昭和59年1月1日改正 平成6年4月1日改正 平成7年4月1日改正 平成10年8月1日改正 平成13年5月18日改正 平成14年4月1日改正 平成14年11月29日改正 平成15年5月19日改正 平成16年3月22日改正 平成18年5月18日改正 平成20年3月24日改正 平成29年6月1日改正 令和元年7月29日改正</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ホに該当するもののうち次条に規定するものに關し予め事前審査をし、事務の効率化を図るものとする。</p> <p>(事前審査の対象)</p> <p>第2条</p> <p>1 事前審査の対象とする開発行為並びに建築行為は、法第34条第14号及び令第36条第1項第3号ホに該当する開発行為等で、提案基準の定めがあるもののうち、次に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事（大垣市、多治見市又は各務原市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）が特に事前審査の必要があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 【提案基準第2号】農家世帯等の分家に伴う住宅</p>

改 正	現 行
<p>(2) 【提案基準第3号】収用対象事業に係る代替建築物等</p> <p>(3) 【提案基準第6号】既存集落におけるやむを得ない自己用住宅</p> <p>(4) 【提案基準第7号】地区集会所その他法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物</p> <p>(5) 【提案基準第8号】既存建築物の建替等に係る建築行為のうち自己用の専用住宅又は兼用住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（い）欄第2号に該当するもの。以下同じ。）を目的とする開発行為等</p> <p>(6) 【提案基準第8-2号】既に造成された土地における建築物の新築行為</p> <p>(7) 【提案基準第9号】災害危険区域に存する建築物の移転に係る代替建築物等のうち自己用の専用住宅又は兼用住宅を目的とする開発行為等</p> <p>(8) 【提案基準第11号】大規模既存集落内における開発行為等</p> <p>(9) 【提案基準第11-2号】市街化区域と一体的な大規模既存集落内における開発行為等</p> <p>(10) 【提案基準第16号】介護老人保健施設</p> <p>(11) 【提案基準第20号】大学等の学生下宿</p> <p>(12) 【提案基準第26号】既存建築物（農家住宅）に係る建築行為等</p> <p>(13) 【提案基準第27号】既存建築物（分家住宅）に係る建築行為等</p> <p>(14) 【提案基準第28号】建築物の用途変更等のうち事前審査の定めがない行為</p> <p>(15) 【提案基準第29号】既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大</p> <p>(16) 【提案基準第30号】旧提案基準の許可を受けた土地における開発行為等</p> <p>(17) 【提案基準第31号】保健調剤薬局の建築を目的とした開発行為等</p> <p>(18) 【提案基準第34号】線引き前からの宅地における開発行為等</p> <p>2 このほか、提案基準の定めがない建築物又は第1種特定工作物の建築又は建設に伴う開発行為が、当該開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当なもので、知事がやむを得ないと判断した開発行為等。ただし、知事が特に事前審査の必要がないと認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>(2) 【提案基準第3号】収用対象事業に係る代替建築物等</p> <p>(3) 【提案基準第6号】既存集落におけるやむを得ない自己用住宅</p> <p>(4) 【提案基準第7号】地区集会所その他法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物</p> <p>(5) 【提案基準第8号】既存建築物の建替等に係る建築行為のうち自己用の専用住宅又は兼用住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（い）欄第2号に該当するもの。以下同じ。）を目的とする開発行為等</p> <p>(6) 【提案基準第8-2号】既に造成された土地における建築物の新築行為</p> <p>(7) 【提案基準第9号】災害危険区域に存する建築物の移転に係る代替建築物等のうち自己用の専用住宅又は兼用住宅を目的とする開発行為等</p> <p>(8) 【提案基準第11号】大規模既存集落内における開発行為等</p> <p>(8-2) 【提案基準第11-2号】市街化区域と一体的な大規模既存集落内における開発行為等</p> <p>(9) 【提案基準第16号】介護老人保健施設</p> <p>(10) 【提案基準第20号】大学等の学生下宿</p> <p>(11) 【提案基準第26号】既存建築物（農家住宅）に係る建築行為等</p> <p>(12) 【提案基準第27号】既存建築物（分家住宅）に係る建築行為等</p> <p>(13) 【提案基準第28号】建築物の用途変更等のうち事前審査の定めがない行為</p> <p>(14) 【提案基準第29号】既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大</p> <p>(15) 【提案基準第30号】旧提案基準の許可を受けた土地における開発行為等</p> <p>(16) 【提案基準第31号】保健調剤薬局の建築を目的とした開発行為等</p> <p>(17) 【提案基準第34号】線引き前からの宅地における開発行為等</p> <p>2 このほか、提案基準の定めがない建築物又は第1種特定工作物の建築又は建設に伴う開発行為が、当該開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当なもので、知事がやむを得ないと判断した開発行為等。ただし、知事が特に事前審査の必要がないと認めた場合はこの限りではない。</p>

#### （事前審査の手続き）

第3条 前条の規定による事前審査を受けようとする者は、別記第1号様式による事前審査申請書に、次に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 1 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第16条の規定による設計説明書及び開発区域位置図、現況図、土地利用計画図、防災計画図、造成計画図、排水施設計画図
- 2 第2条の第2号及び第3号については、前号に掲げる他に、事業計画説明書（目的、管理運営方法等を記載する。）を添付する。
- 3 その他知事が必要と認める図書

#### （審査決定の通知）

第4条 知事は、この要領による事前審査について、開発審査会の議を経た結果を別記第2号様式により、申請者に通知するものとする。

#### （法第42条第1項ただし書許可における準用）

第5条 知事は、前4条に定めるもののほか、法第42条第1項ただし書の規定に基づく許可申請の審査にあたっては、第2条の第1号又は第2号の規定を準用した場合に事前審査の対象となる申請について、

#### （事前審査の手続き）

第3条 前条の規定による事前審査を受けようとする者は、別記第1号様式による事前審査申請書に、次に掲げる図書を添付し、市町長を経由して知事に提出しなければならない。

- 1 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第16条の規定による設計説明書及び開発区域位置図、現況図、土地利用計画図、防災計画図、造成計画図、排水施設計画図
- 2 第2条の第2号及び第3号については、前号に掲げる他に、事業計画説明書（目的、管理運営方法等を記載する。）を添付する。
- 3 その他知事が必要と認める図書

#### （審査決定の通知）

第4条 知事は、この要領による事前審査について、開発審査会の議を経た結果を別記第2号様式により、市町長を経由して、申請者に通知するものとする。

#### （法第42条第1項ただし書許可における準用）

第5条 知事は、前4条に定めるもののほか、法第42条第1項ただし書の規定に基づく許可申請の審査にあたっては、第2条の第1号又は第2号の規定を準用した場合に事前審査の対象となる申請について、

## 改 正

あらかじめ開発審査会の意見を聴くことができるものとし、第3条及び第4条を準用する。この場合において、第4条中「議を経た結果」とあるのは「意見」と、別記第2号様式中「第4条」とあるのは「第5条において準用する第4条」と読み替えるものとする。

別記第1号様式

(A4版縦長)

事前審査申請書 様	
岐阜県開発審査会事前審査事務処理要領にもとづき、次の土地について事前審査を申請します。	
年 月 日	
申請者住所氏名 名称及び代表者名	
1 申請の場所 2 開発面積 (m <sup>2</sup> ) 3 予定建築物の用途 4 工事施行者住所氏名 5 工事着手年月日 6 工事完了予定年月日 7 その他必要事項 (他法令による制限があればその解除等の経過等を記入する。)	

## 現 行

あらかじめ開発審査会の意見を聴くことができるものとし、第3条及び第4条を準用する。この場合において、第4条中「議を経た結果」とあるのは「意見」と、別記第2号様式中「第4条」とあるのは「第5条において準用する第4条」と読み替えるものとする。

別記第1号様式

(A4版縦長)

事前審査申請書 <u>岐阜県知事</u> 様	
岐阜県開発審査会事前審査事務処理要領にもとづき、次の土地について事前審査を申請します。	
年 月 日	
申請者住所氏名 名称及び代表者名 <span style="float: right;">印</span>	
1 申請の場所 2 開発面積 (m <sup>2</sup> ) 3 予定建築物の用途 4 工事施行者住所氏名 5 工事着手年月日 6 工事完了予定年月日 7 その他必要事項 (他法令による制限があればその解除等の経過等を記入する。)	

別記第2号様式

(A4版縦長)

第 号 年 月 日																	
申請者住所 氏名	様																
<u>建築事務所長（市長）</u>																	
岐阜県開発審査会事前審査の結果について 年 月 日付けで申請のあった下記事前審査については、岐阜県開発審査会事前審査事務処理要領第4条に定めるところに、下記のとおり通知します。																	
記																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">申請者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>開発区域の位置</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">予定建築物等の用途</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>審査結果</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		申請者名				開発区域の位置				開発区域の面積		予定建築物等の用途		審査結果			
申請者名																	
開発区域の位置																	
開発区域の面積		予定建築物等の用途															
審査結果																	

別記第2号様式

(A4版縦長)

第 号 年 月 日																	
申請者住所 氏名	様																
<u>岐阜県知事</u> <span style="float: right;">印</span>																	
岐阜県開発審査会事前審査の結果について 年 月 日付けで申請のあった下記事前審査については、岐阜県開発審査会事前審査事務処理要領第4条に定めるところに、下記のとおり通知します。																	
記																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">申請者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>開発区域の位置</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>開発区域の面積</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">予定建築物等の用途</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>審査結果</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		申請者名				開発区域の位置				開発区域の面積		予定建築物等の用途		審査結果			
申請者名																	
開発区域の位置																	
開発区域の面積		予定建築物等の用途															
審査結果																	